

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ設置者		ガッコウホウジン アザブジュウイガクエン 学校法人 麻布獣医学園							
フリガナ大学の名称		アザブダイガク 麻布大学 (Azabu University)							
大学本部の位置		神奈川県相模原市中央区淵野辺1丁目17番71号							
大学の目的		麻布大学(以下「本学」という。)は、獣医学、畜産学、動物応用科学、生命科学及び環境科学に関する専門の学術を教授研究し、その応用能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめ、進んで学術の進歩と人類の生活向上に寄与し、平和社会の建設に貢献することを目的とする。							
新設学部等の目的		本学では「地球共生系」として、獣医学、畜産学、動物応用科学、生命科学及び環境科学の多様な視点から人と動物及び環境のより良い関係及び共存できる未来を目指すという、人類が直面する生活に身近なテーマを軸に、知識と技術を教授し、広く諸分野で活躍しうる専門技術者の養成に取り組んでいる。近年、地球共生系を取り巻く社会情勢の変化におけるミクロからマクロに及ぶアプローチにより、本学の教育に対する社会的要請が増大している。 そのため、特に最近、社会から動物との共生が強く求められている動物応用科学科において、志願者に門戸を広げ、教育機会を提供するために収容定員に係る学則変更の認可申請を行うこととする。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	獣医学部	年	人	年次人	人		年 月 第 年次	神奈川県相模原市中央区 淵野辺1丁目17番71号	
	獣医学科	6	120	—	720	学士 (獣医学)	昭和25年4月 第1年次	同上	
	動物応用科学科	4	130 (120)	—	520 (480)	学士 (動物応用科学)	平成29年4月 第1年次	同上	
	生命・環境科学部								
	臨床検査技術学科	4	80	—	320	学士 (保健衛生学)	平成20年4月 第1年次	同上	
	食品生命科学科	4	80	—	320	学士 (保健衛生学)	平成20年4月 第1年次	同上	
	環境科学科	4	80	—	320	学士 (環境科学)	平成20年4月 第1年次	同上	
計		490 (480)	—	2,200 (2,160)					
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		該当なし							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数		—単位	
		講義	演習	実験・実習	計				
	—	—科目	—科目	—科目	—科目				

教 員 組 織 の 概 要	学 部 等 の 名 称		専任教員等						兼 任 教 員 等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手		
	新 設 分	獣医学部	獣医学科	人 18 (18)	人 16 (16)	人 15 (15)	人 6 (6)	人 55 (55)	人 0 (0)	人 57 (57)
			動物応用科学科	10 (10)	7 (7)	2 (2)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	82 (82)
			基礎教育系	1 (1)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)
			生命・環境科学部 臨床検査技術学科	5 (5)	5 (5)	5 (5)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	44 (44)
			食品生命科学科	5 (5)	1 (2)	2 (3)	1 (1)	9 (11)	0 (0)	54 (54)
			環境科学科	4 (5)	5 (5)	6 (6)	0 (0)	15 (16)	0 (0)	78 (78)
			教職・学芸員課程	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	10 (10)
			寄附講座	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)
生物科学総合研究所			0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	
動物病院			1 (1)	2 (2)	0 (0)	3 (3)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	
既 設 分	なし	計	45 (46)	39 (41)	34 (35)	10 (10)	128 (132)	0 (0)	- (-)	
		計	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
		合 計	45 (46)	39 (41)	34 (35)	10 (10)	128 (132)	0 (0)	- (-)	
教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計			
	事 務 職 員		62 (62)		29 (29)		91 (91)			
	技 術 職 員		4 (4)		6 (6)		10 (10)			
	図 書 館 専 門 職 員		5 (5)		0 (0)		5 (5)			
	そ の 他 の 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
	計		71 (71)		35 (35)		106 (106)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地	72,700.42㎡	2,788.12㎡		9,974.38㎡		85,462.92㎡			
	運 動 場 用 地	1,517.70㎡	2,778.56㎡		16,923.13㎡		21,219.39㎡			
	小 計	74,218.12㎡	5,566.68㎡		26,897.51㎡		106,682.31㎡			
	そ の 他	3,396.00㎡	0㎡		0㎡		3,396.00㎡			
	合 計	77,614.12㎡	5,566.68㎡		26,897.51㎡		110,078.31㎡			
校 舎		専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
		64,809.13㎡ (64,809.13 ㎡)	3,503.88㎡ (3,503.88 ㎡)		9,153.04㎡ (9,153.04 ㎡)		77,466.05㎡ (77,466.05 ㎡)			
教室等	講義室	演習室	実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設			
	36室	20室	34室		1室 (補助職員 0人)		2室 (補助職員 0人)			
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称				室 数				
		大学全体				26 室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体		
	大学全体	182,404 [59,433] (182,404 [59,433])	4,751 [1,279] (4,751 [1,279])	7,525 [6,403] (7,525 [6,403])	2,901 (2,901)	20,586 (20,586)	526 (526)			
	計	182,404 [59,433] (182,404 [59,433])	4,751 [1,279] (4,751 [1,279])	7,525 [6,403] (7,525 [6,403])	2,901 (2,901)	20,586 (20,586)	526 (526)			
図 書 館		面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体		
		2,278.48㎡		322		176,861				
体 育 館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
		3,503.88㎡		テニスコート 2面						

経費及び維持の方法概要	経費の見積り	区 分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体
		教員1人当り研究費等	獣医学科		1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円	
			動物応用科学科		1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円	—	—	
			基礎教育（実験系）		950千円	950千円	950千円	950千円	—	—	
			基礎教育（非実験系）		650千円	650千円	650千円	650千円	—	—	
			臨床検査技術学科		1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円	—	—	
			食品生命科学科		1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円	—	—	
			環境科学科（実験系）		1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円	—	—	
			環境科学科（非実験系）		650千円	650千円	650千円	650千円	—	—	
			教職課程（実験系）		950千円	950千円	950千円	950千円	—	—	
		教職課程（非実験系）		650千円	650千円	650千円	650千円	—	—		
		共同研究費等		117,450千円	117,450千円	117,450千円	117,450千円	—	—		
	図書購入費	76,010千円	76,010千円	76,010千円	76,010千円	76,010千円	—	—			
	設備購入費	269,570千円	269,570千円	269,570千円	269,570千円	269,570千円	—	—			
	学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
獣医学科		2,500千円	2,300千円	2,300千円	2,300千円	2,300千円	2,300千円				
動物応用科学科		1,750千円	1,550千円	1,550千円	1,550千円	—	—				
臨床検査技術学科		1,750千円	1,550千円	1,550千円	1,550千円	—	—				
食品生命科学科		1,750千円	1,450千円	1,450千円	1,450千円	—	—				
環境科学科		1,750千円	1,450千円	1,450千円	1,450千円	—	—				
学生納付金以外の維持方法の概要				私立大学等経常費補助金，資産運用収入，雑収入 等							

既設大学等の状況	大 学 の 名 称		麻布大学								※平成26年4月1日より ①定員増(10) ②編入学定員廃止 〔2年次(△5) 3年次(△5)〕 ※平成26年4月1日より ①定員増(10) ②編入学定員廃止 〔2年次(△5) 3年次(△5)〕 ※平成26年4月1日より ①定員減(△20) ②編入学定員廃止 〔2年次(△4) 3年次(△4)〕 ※平成28年4月1日より定員増(8)
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所 在 地	
	獣医学部		年	人	年次人	人		倍			
	獣医学科		6	120	—	720	学士（獣医学）	1.18	昭和25年度		
	動物応用科学科		4	120	—	480	学士（動物応用科学）	1.20	平成6年度		
	生命・環境科学部							1.18			
	臨床検査技術学科		4	80	—	310	学士（保健衛生学）	1.19	平成20年度		
	食品生命科学科		4	80	—	310	学士（保健衛生学）	1.19	平成20年度	神奈川県相模原市 中央区淵野辺 1丁目17番71号	
	環境科学科		4	80	—	340	学士（環境科学）	1.16	平成20年度		
	獣医学研究科							0.65			
	獣医学専攻（博士課程）		4	10	—	40	博士（獣医学）	0.57	昭和37年度		
	動物応用科学専攻（博士前期課程）		2	20	—	40	修士（動物応用科学）	1.14	平成5年度		
	動物応用科学専攻（博士後期課程）		3	4	—	12	博士（学術）	0.75	平成7年度		
	環境保健学研究科							0.29			
	環境保健科学専攻（博士前期課程）		2	7	—	14	修士（環境保健科学）	0.49	平成6年度		
環境保健科学専攻（博士後期課程）		3	2	—	6	博士（学術）	0.16	平成8年度			

附属施設の概要	名称：麻布大学附置生物科学総合研究所 目的：生物科学及びその関連学術分野における総合的な研究機能を果たすとともにこれら領域の教育研究基盤の充実を図り、併せて国内外における学術交流の発展に寄与することを目的とする。 所在地：神奈川県相模原市中央区淵野辺1丁目17番71号 設置年月：昭和63年4月 規模等：土地1,888.00㎡，建物3,423.22㎡	
	名称：麻布大学附属学術情報センター 目的：平成12年4月に、既存の図書館と情報処理センターを統合して発足した組織であり、学生及び教職員の教育研究に必要な図書及び学術資料並びに情報関連機器及びネットワークを総合的に管理運営することを目的とする。 所在地：神奈川県相模原市中央区淵野辺1丁目17番71号 設置年月：平成12年4月 規模等：土地1,848.00㎡，建物2,278.48㎡	
	名称：麻布大学附属動物病院（家畜病院）〔獣医臨床センター〕 目的：寿命が延びた飼育動物の疾病に対応する高度な動物医療技術の研究教育とともにさまざまな動物の病気や病態からヒトの病気のモデルを探り、健康増進に役立てようとする試みにも取り組む。 所在地：神奈川県相模原市中央区淵野辺1丁目17番71号 設置年月：平成11年6月 規模等：土地1,508.00㎡，建物2,206.30㎡	
	名称：麻布大学いのちの博物館 目的：創立125周年記念事業の一環として設立。本学が所有している学術的に価値のある資料や教育のための教材などの学術資材を長年保管すること、それらを広く社会に紹介することを目的とする。 所在地：神奈川県相模原市中央区淵野辺1丁目17番71号 設置年月：平成27年9月 規模等：土地525.94㎡，建物764.01㎡	

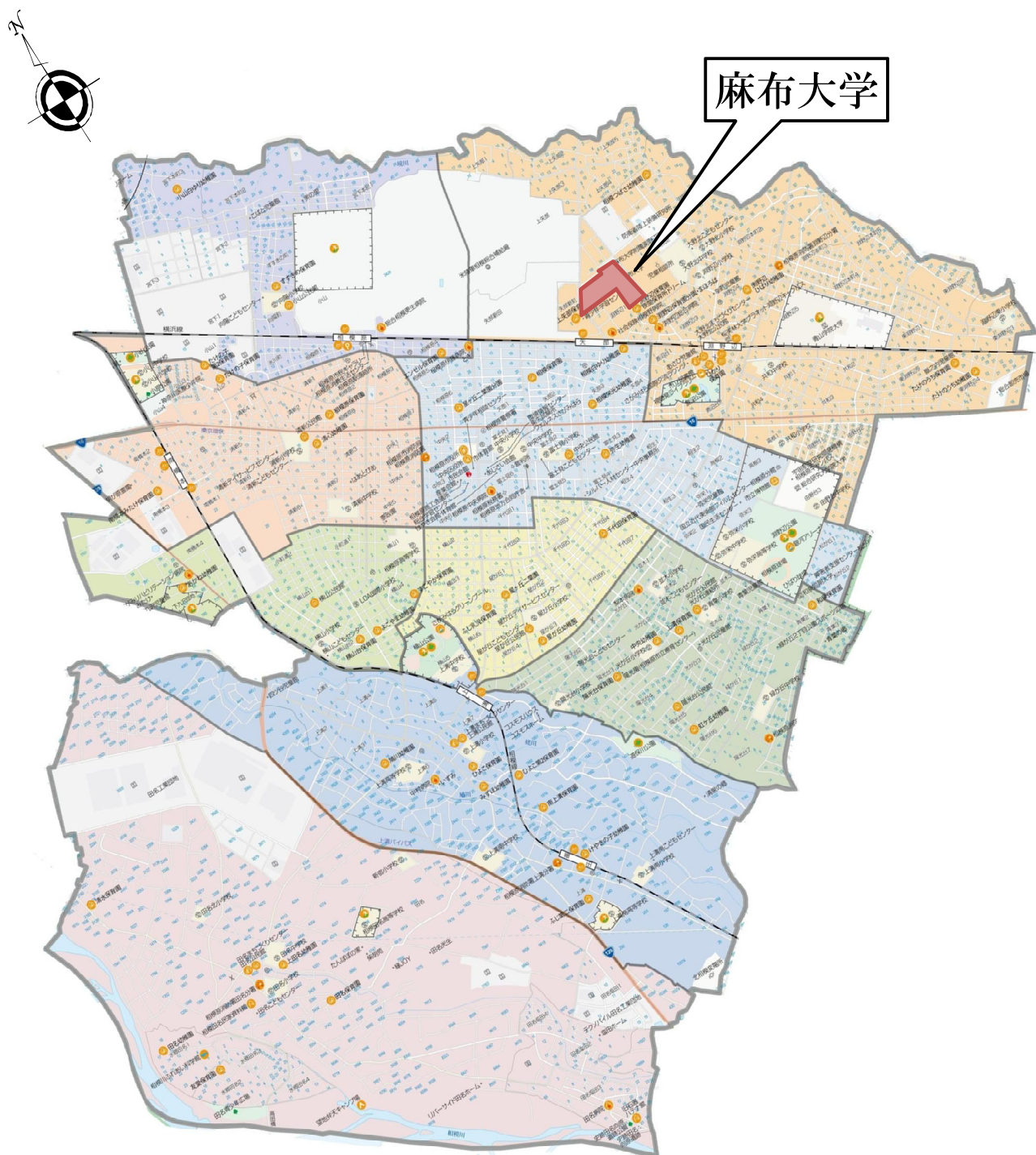
(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 6 空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

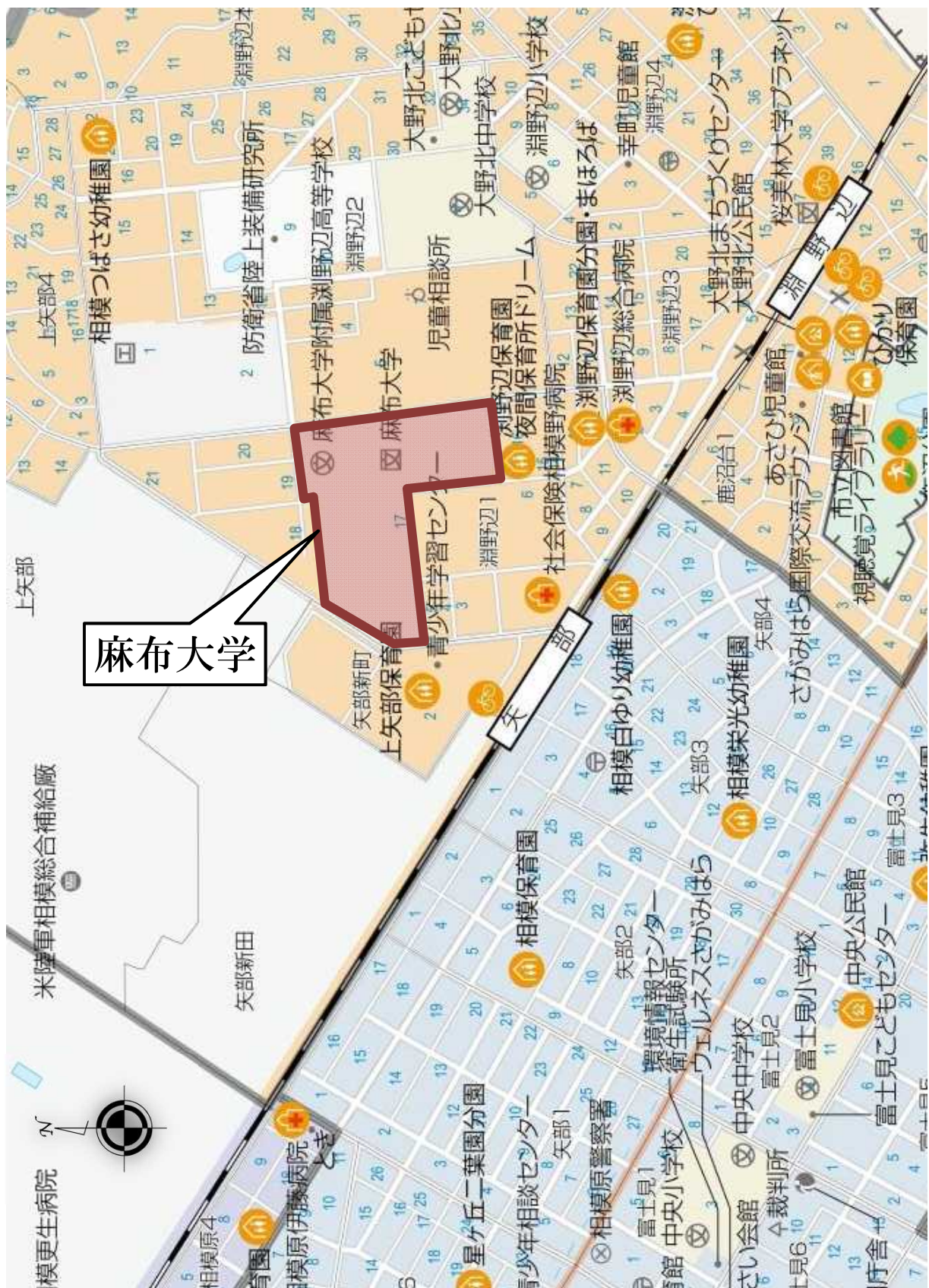
(1) 都道府県内における位置関係の図面【神奈川県】



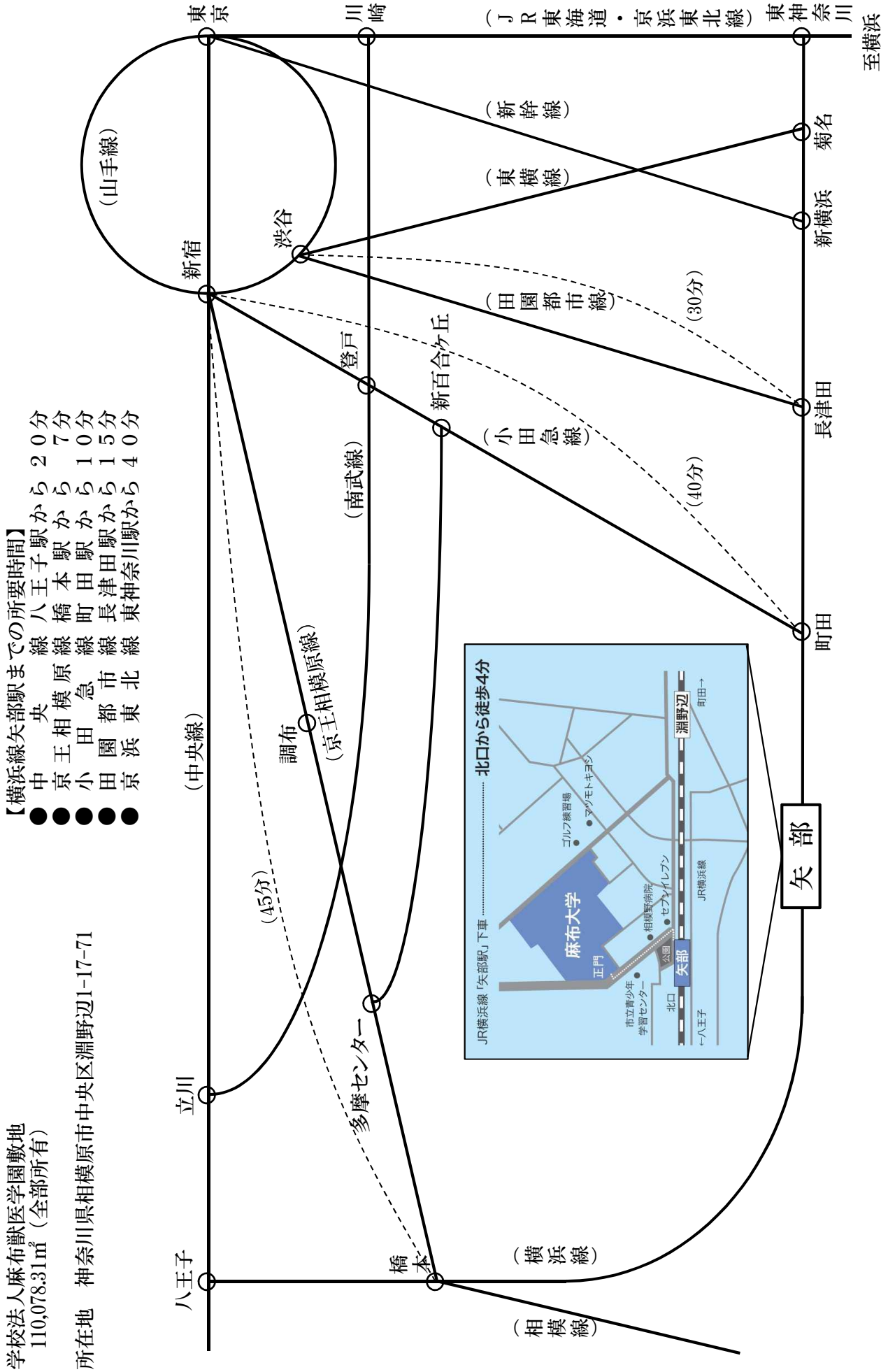
相模原市中央区 全景



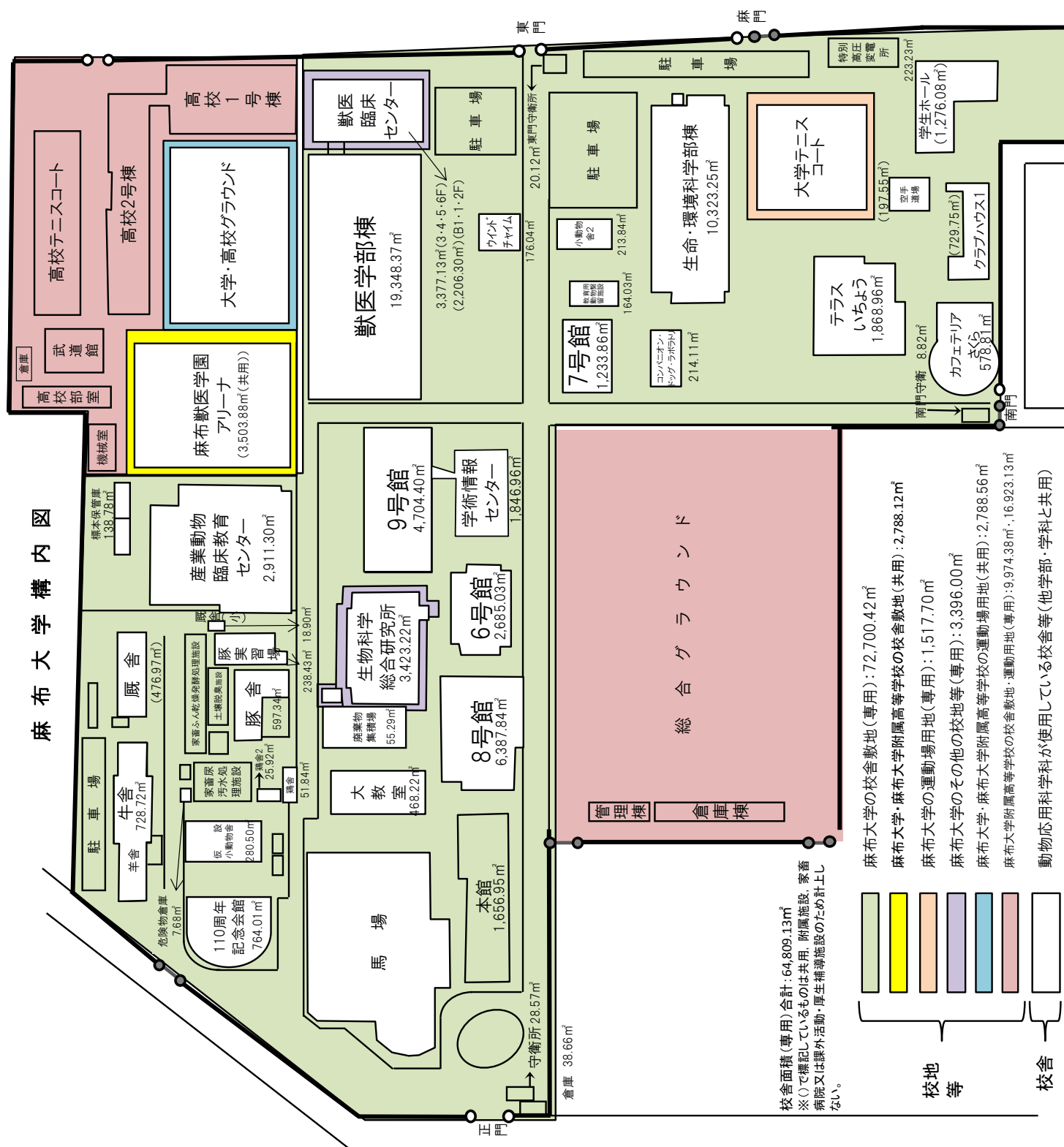
麻 布 大 学 周 辺 地 域



(2) 最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面



(3) 校舎、運動場等の配置図



6 号 館 （3階～5階）



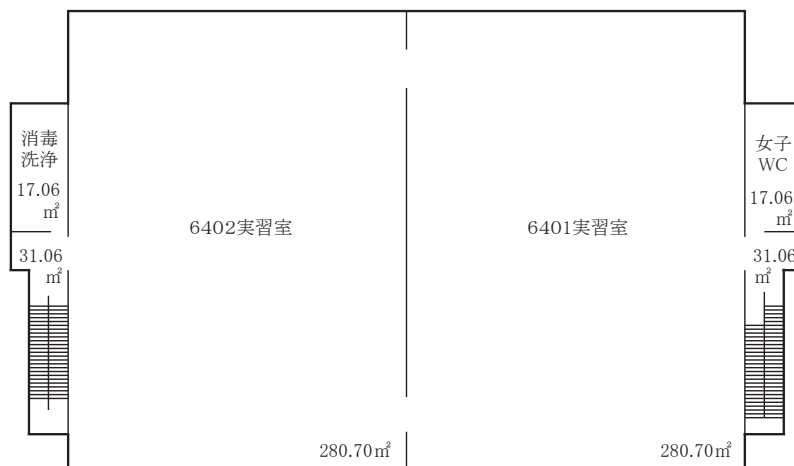
：動物応用科学科で使用する部分（共用）

講義・演習室	45.18 m ²
実験・実習室	826.14 m ²
研 究 室	907.38 m ²
そ の 他	906.33 m ²

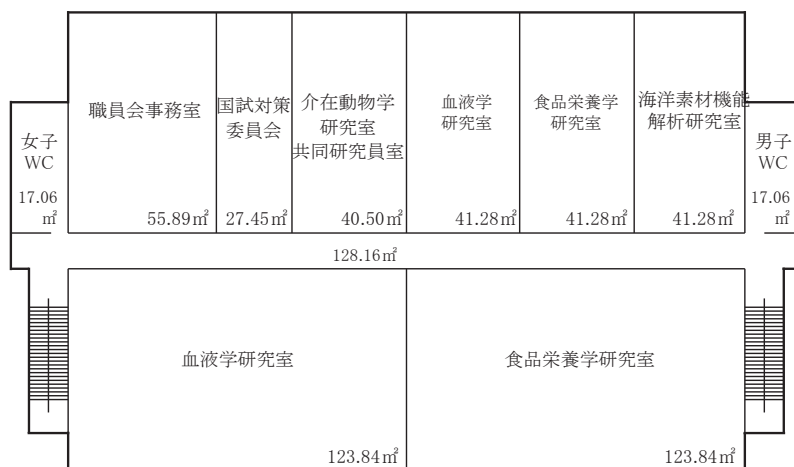
5 階	52.25 m ²
4 階	657.64 m ²
3 階	657.64 m ²
2 階	657.47 m ²
1 階	660.03 m ²
合 計	2,685.03 m ²

5 階 屋上塔屋 52.25 m²

4 階



3 階

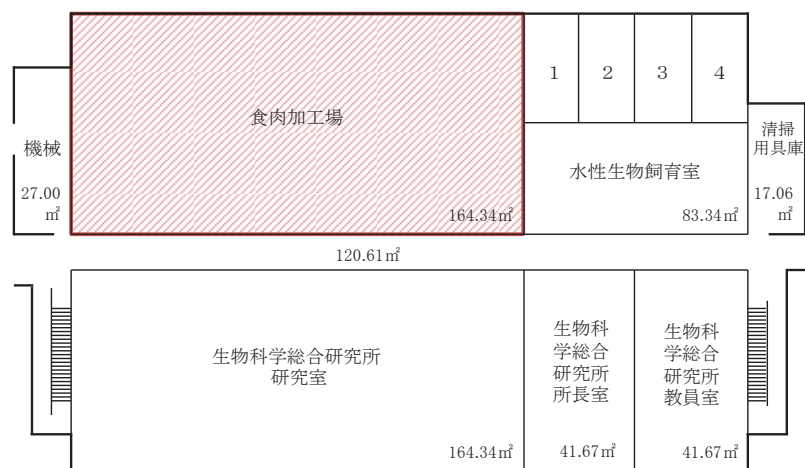


6 号 館 （1 階・2 階）

2 階



1 階



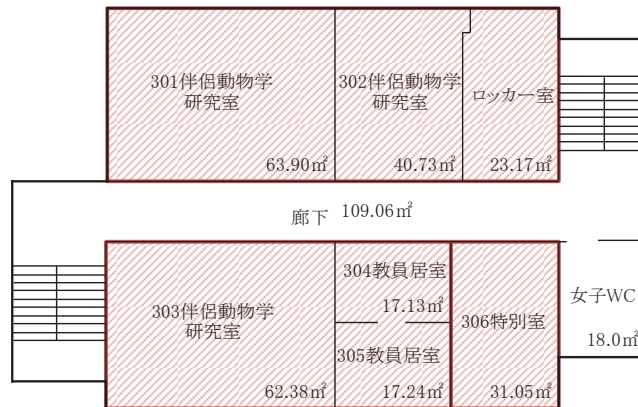
7 号 館

講義・演習室	62.10㎡
実験・実習室	289.10㎡
研 究 室	449.10㎡
そ の 他	433.56㎡

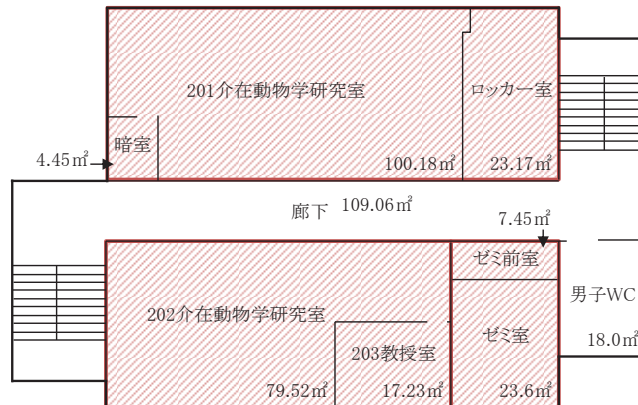
4 階	51.92㎡
3 階	382.66㎡
2 階	382.66㎡
1 階	416.62㎡
合 計	1,233.86㎡

4 階 屋上塔屋 51.92㎡

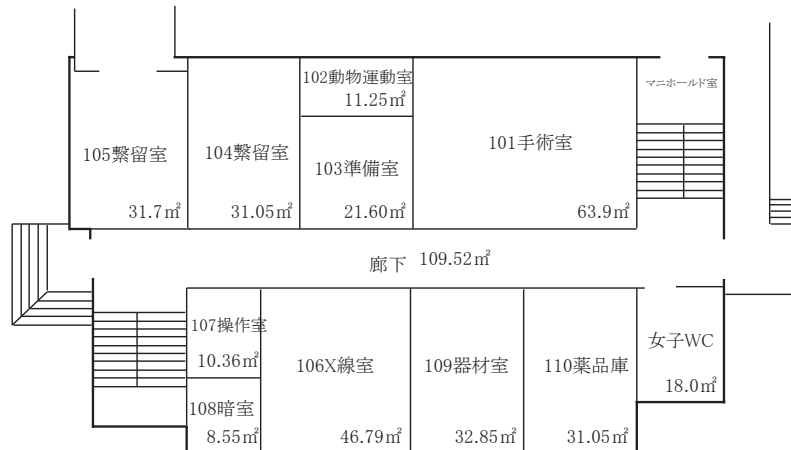
3 階



2 階



1 階



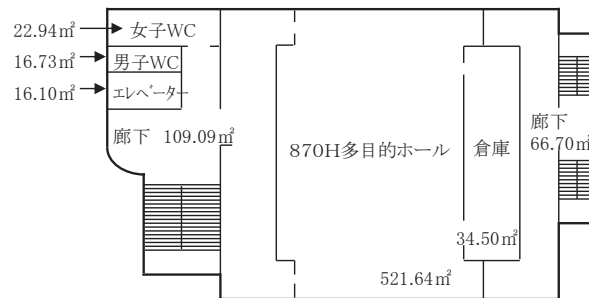
8 号 館 （5階～8階）

事務・会議室	514.00 m ²
講義・演習室	3,039.52 m ²
実験・実習室	625.46 m ²
研 究 室	0 m ²
そ の 他	2,208.86 m ²

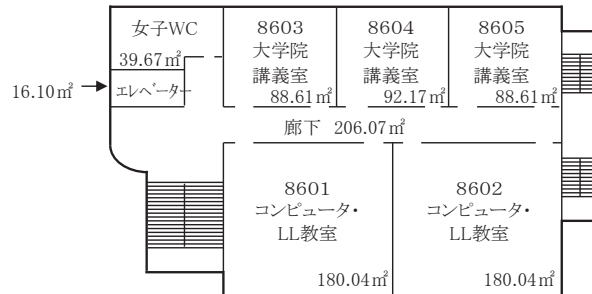
8 階	120.84 m ²
7 階	787.70 m ²
6 階	891.31 m ²
5 階	891.31 m ²
4 階	891.31 m ²
3 階	891.31 m ²
2 階	891.31 m ²
1 階	1,022.75 m ²
合 計	6,387.84 m ²

8 階 屋上搭屋 120.84m²

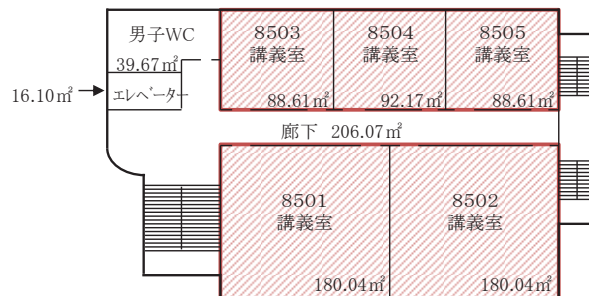
7 階



6 階

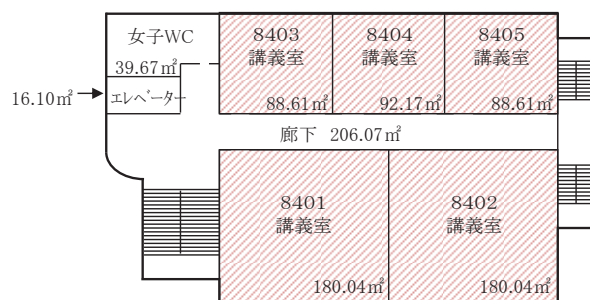


5 階

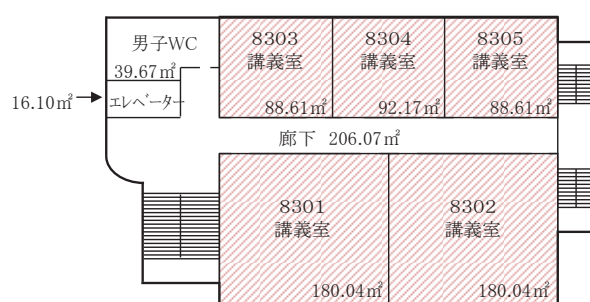


8 号 館 （1階～4階）

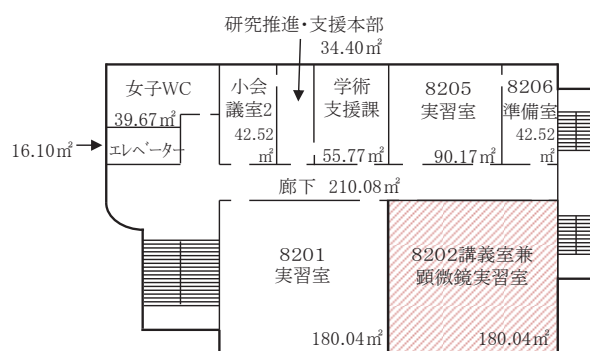
4 階



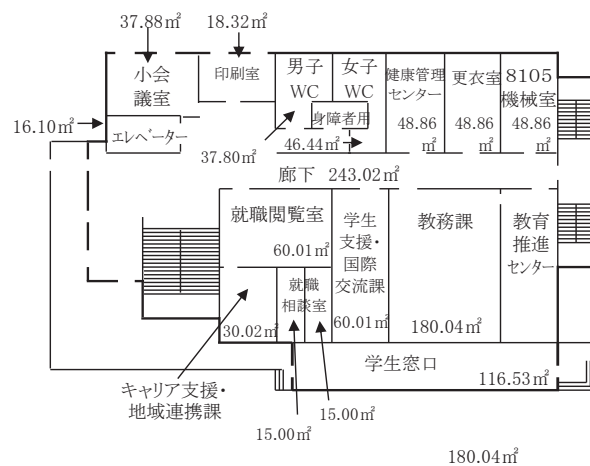
3 階



2 階



1 階



9 号 館

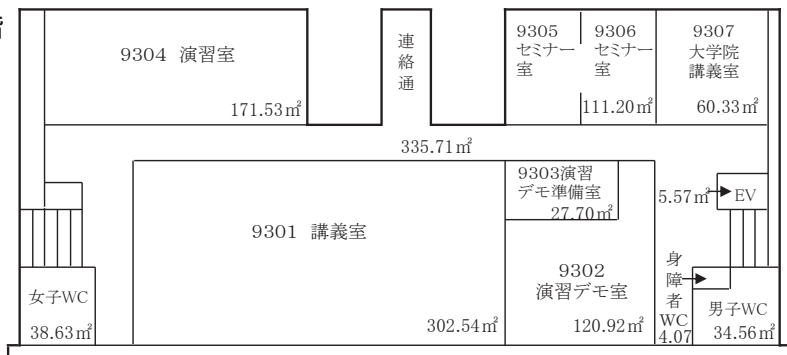
4 階	964.45 m ²
3 階	1,212.76 m ²
2 階	1,212.76 m ²
1 階	1,314.43 m ²
合 計	4,704.40 m ²

4 階

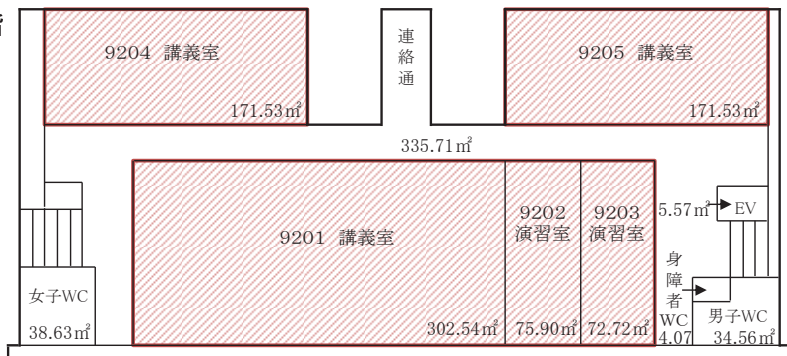


講義・演習室	2,008.78 m ²
実験・実習室	148.62 m ²
研究室	369.26 m ²
図書室	431.52 m ²
その他	1,746.22 m ²
合 計	4,704.40 m ²

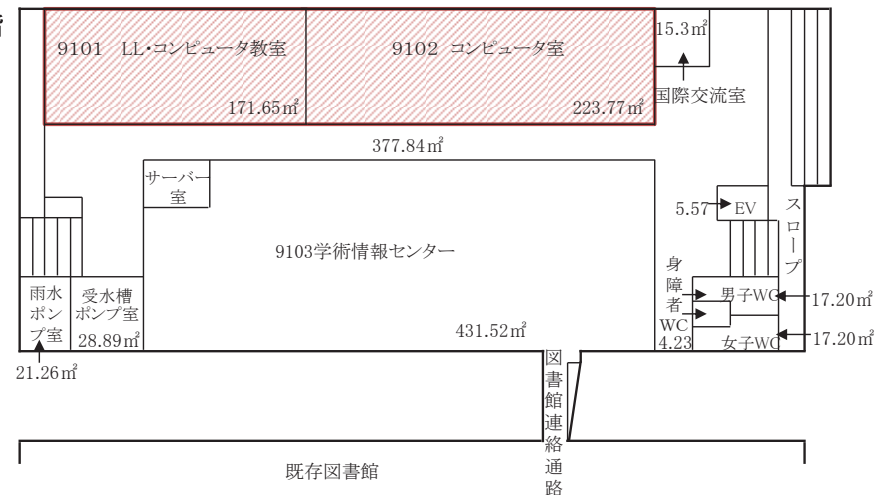
3 階



2 階



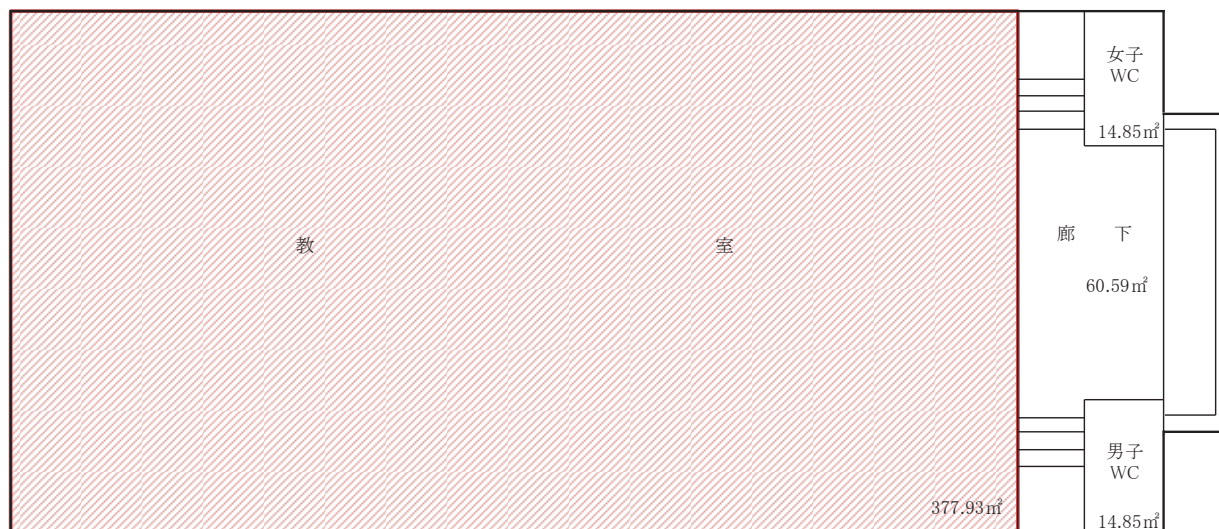
1 階



大 教 室

講義・演習室	377.93㎡
そ の 他	90.29㎡
合 計	468.22㎡

計	468.22㎡
---	---------

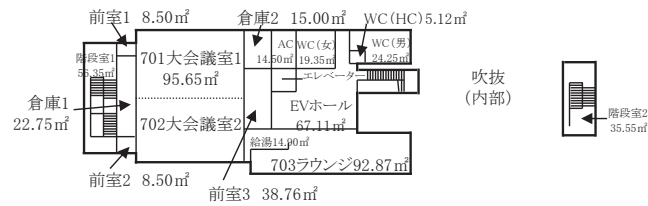


獣医学部棟

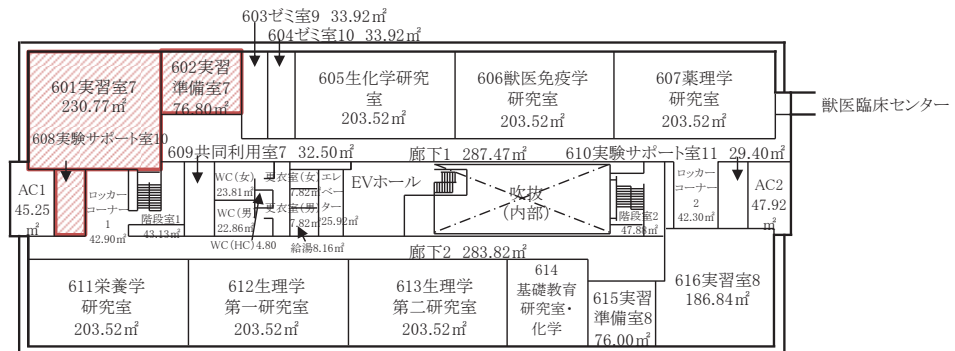
講義・演習室	883.78 m ²
実験・実習室	3,022.29 m ²
研究室	7,564.16 m ²
その他	7,878.14 m ²

7 階	614.23 m ²
6 階	3,135.37 m ²
5 階	3,122.81 m ²
4 階	3,122.81 m ²
3 階	3,131.51 m ²
2 階	3,186.86 m ²
1 階	3,034.78 m ²
合 計	19,348.37 m ²

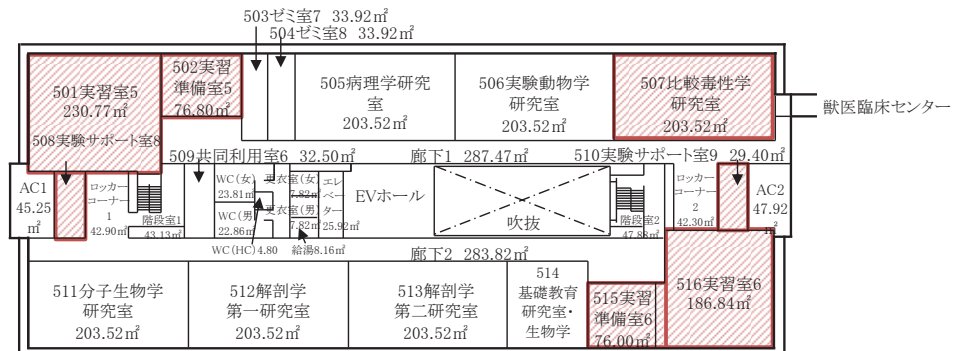
7 階

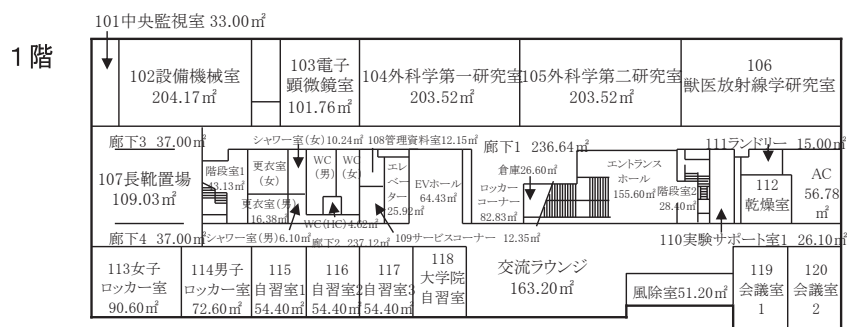
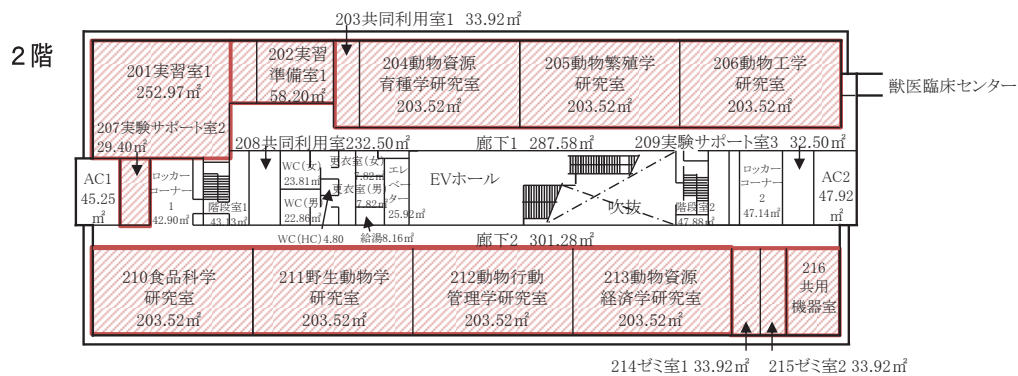
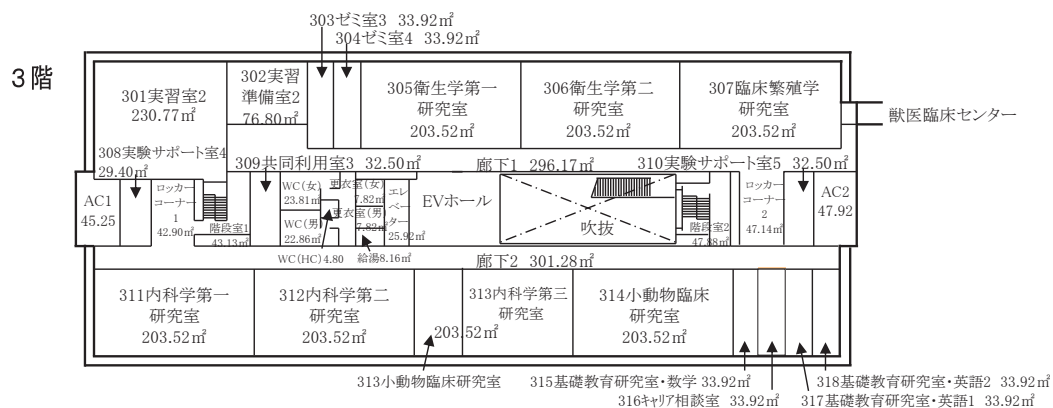
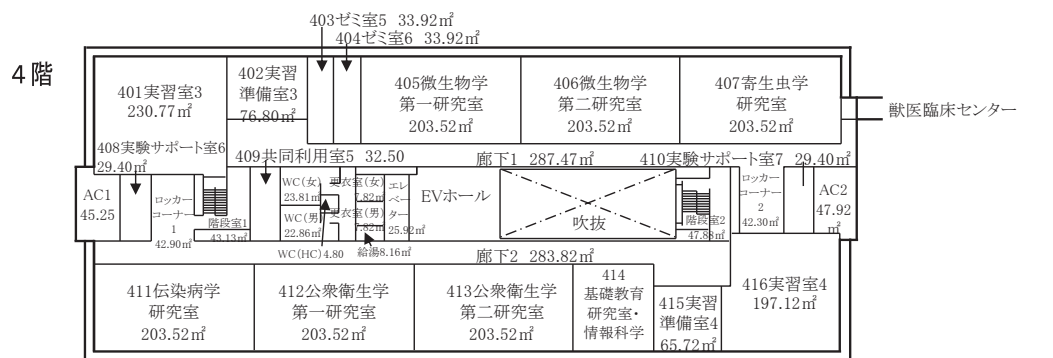


6 階



5 階



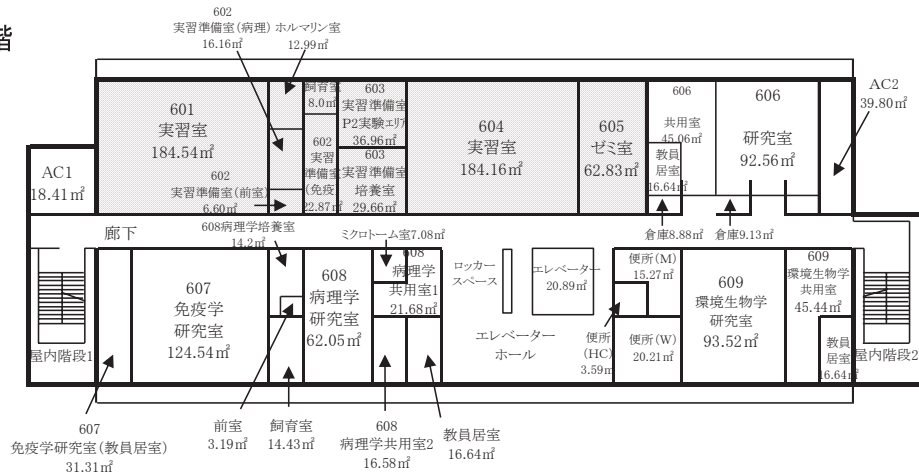


生命・環境科学部棟

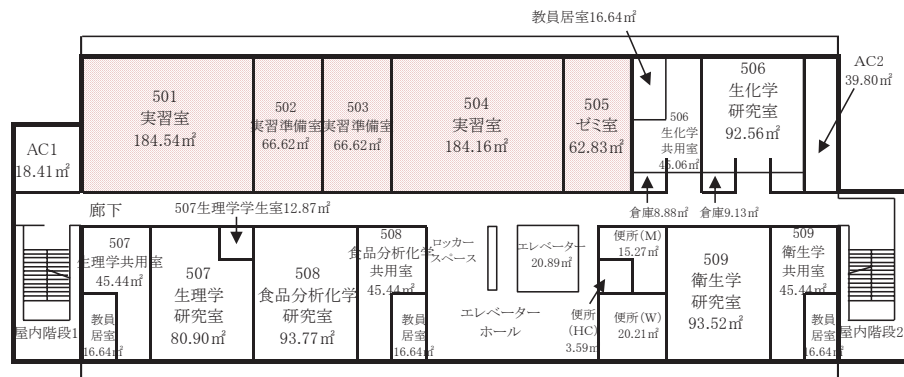
講義・演習室	2,052.61 m ²
実験・実習室	2,119.43 m ²
研究室	2,175.36 m ²
その他	3,969.60 m ²

6 階	1,776.37 m ²
5 階	1,776.37 m ²
4 階	1,776.37 m ²
3 階	1,776.37 m ²
2 階	1,452.23 m ²
1 階	1,759.29 m ²
合 計	10,317.00 m ²

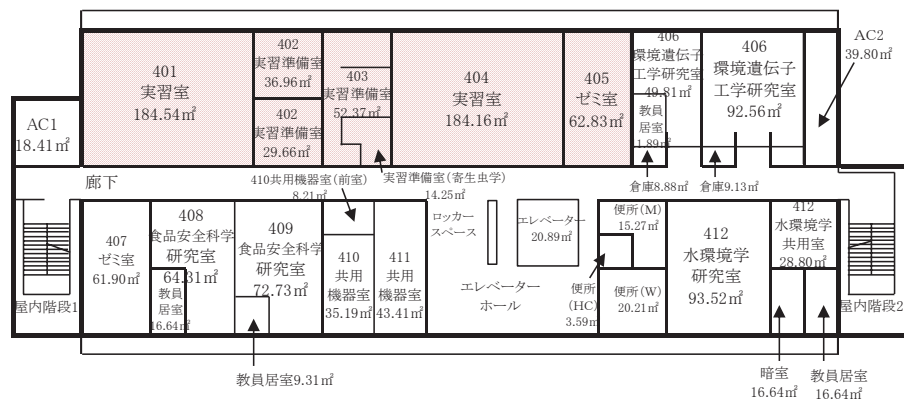
6 階



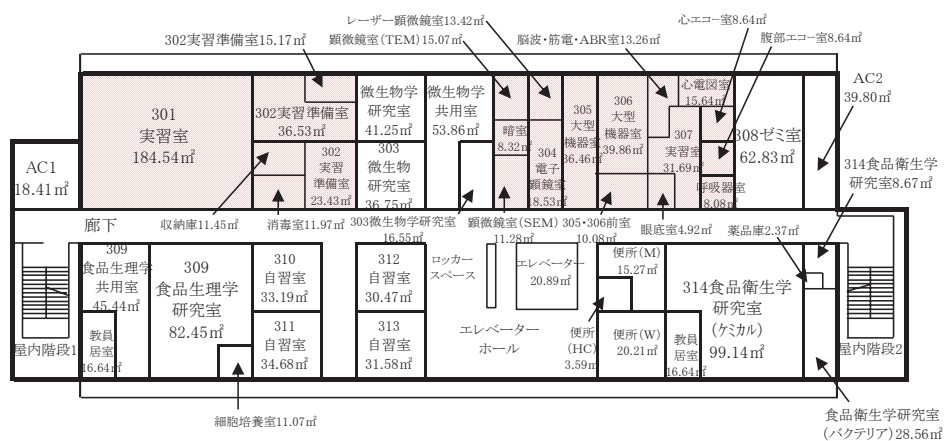
5 階



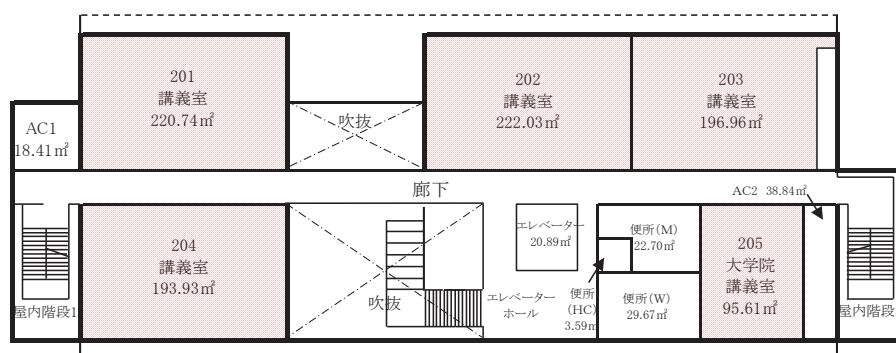
4 階



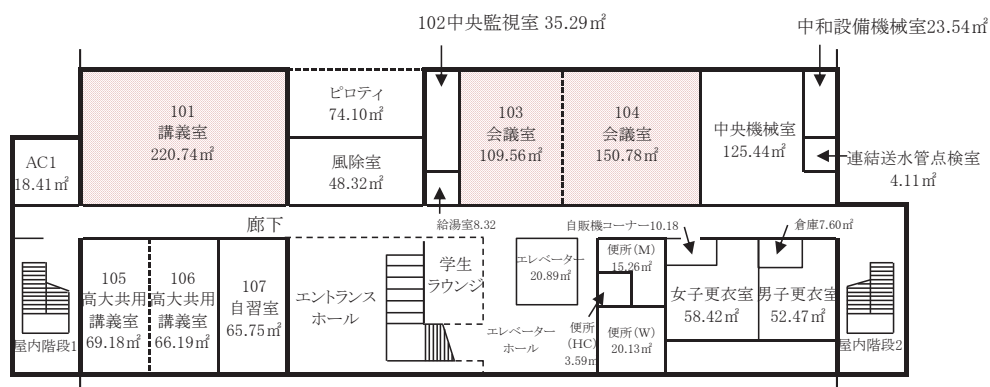
3 階



2 階



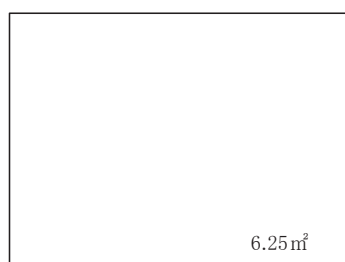
1 階



特殊ガスボンベ庫

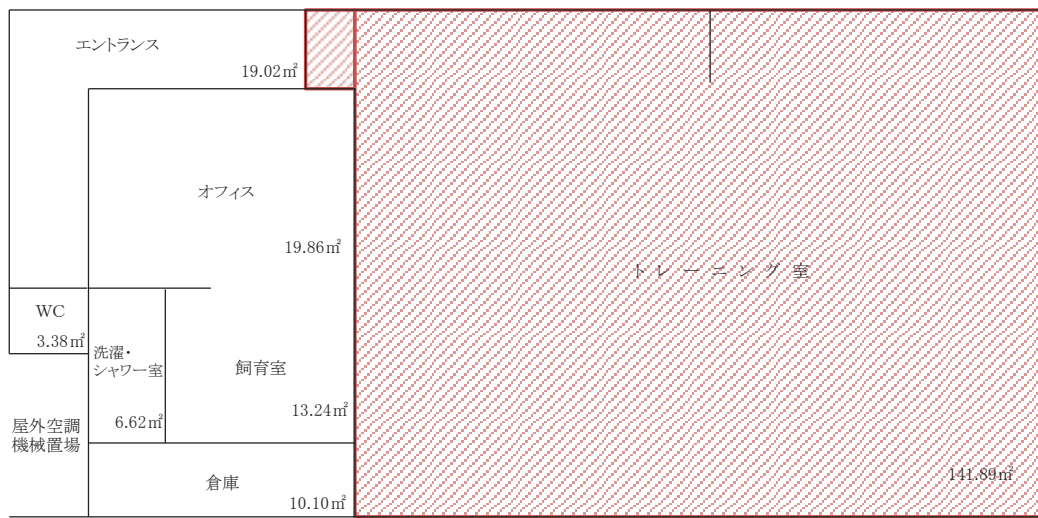
その他	6.25m ²
-----	--------------------

1 階	6.25 m ²
合 計	6.25 m ²



コンパニオン・ドッグ・ラボラトリ

実験・実習室	141.89㎡
そ の 他	72.22㎡
計	214.11㎡



産業動物臨床教育センター（LAVEC）

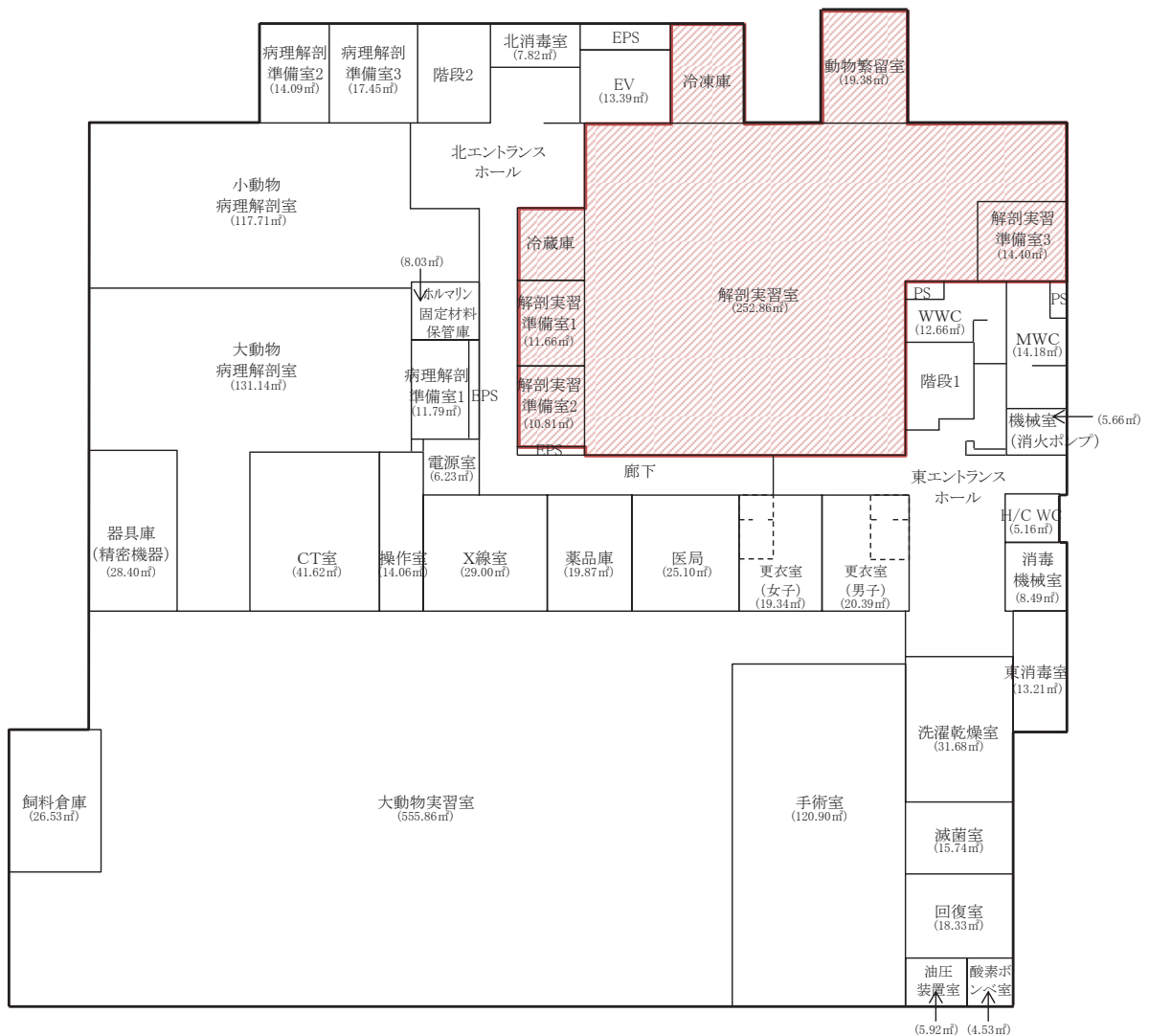
講義・演習室	252.25 m ²
実験・実習室	1,984.05 m ²
研 究 室	51.55 m ²
そ の 他	623.45 m ²

延床面積

1階	1,888.98 m ²
2階	1,022.32 m ²
合計	2,911.30 m ²

※PS・EPS等、図面に面積を明記していない部分も含む。

1 階



産業動物臨床教育センター（LAVEC）

2 階

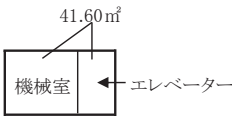


生物科学総合研究所（3階～5階）

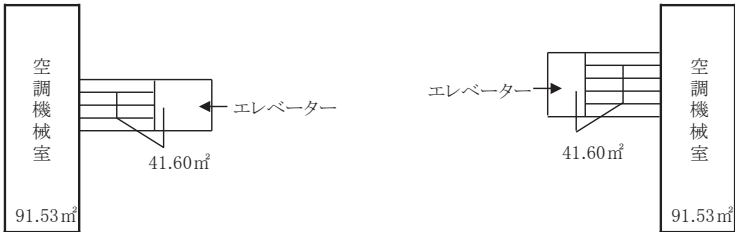
付置研究所	3,423.22㎡	5 階	41.60㎡
合 計	3,423.22㎡	4 階	266.25㎡
		3 階	1,008.00㎡
		2 階	1,008.00㎡
		1 階	1,067.88㎡
		計	3,391.73㎡

合併処理槽機械室	31.49㎡
合 計	3,423.22㎡

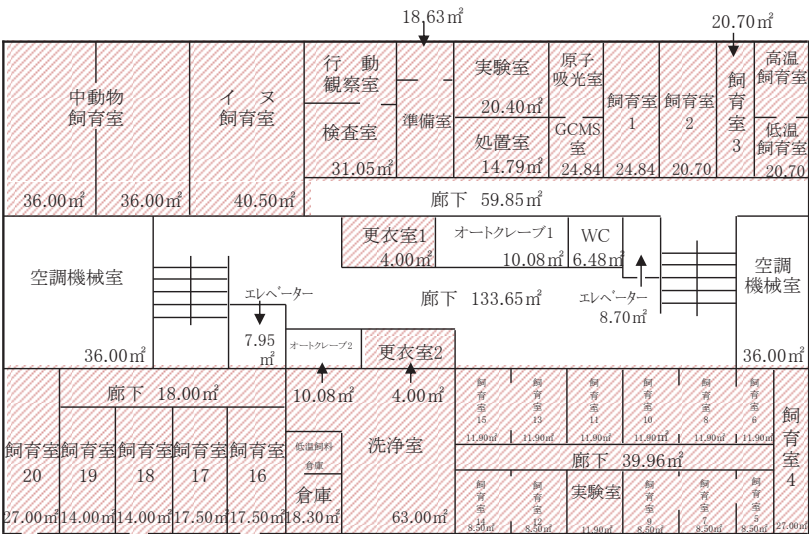
5 階



4 階

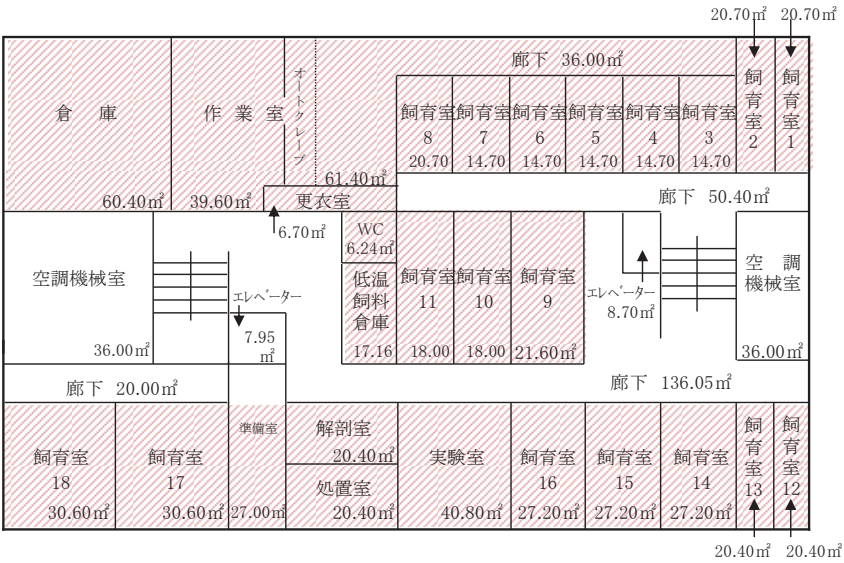


3 階

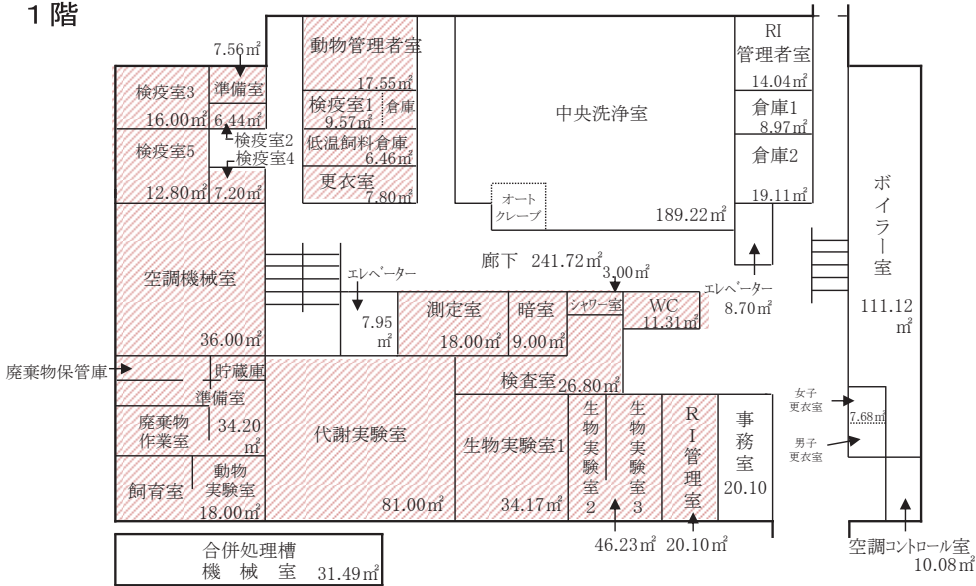


生物科学総合研究所（1階・2階）

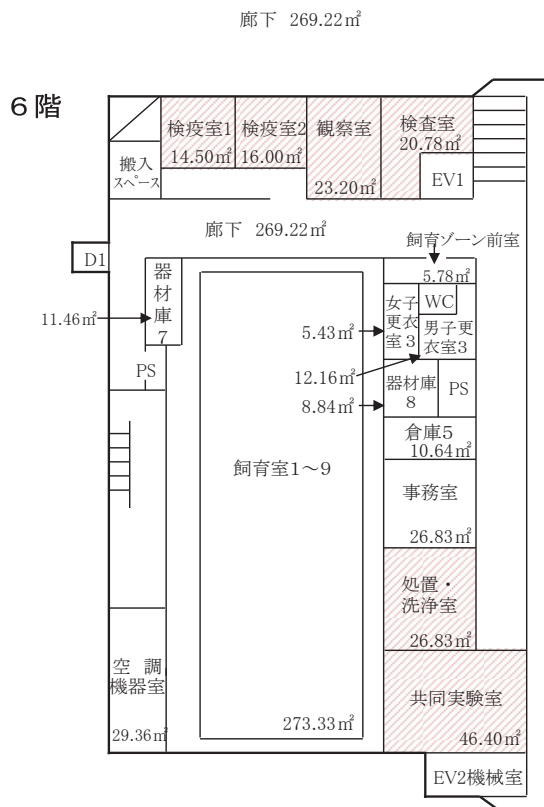
2 階



1 階

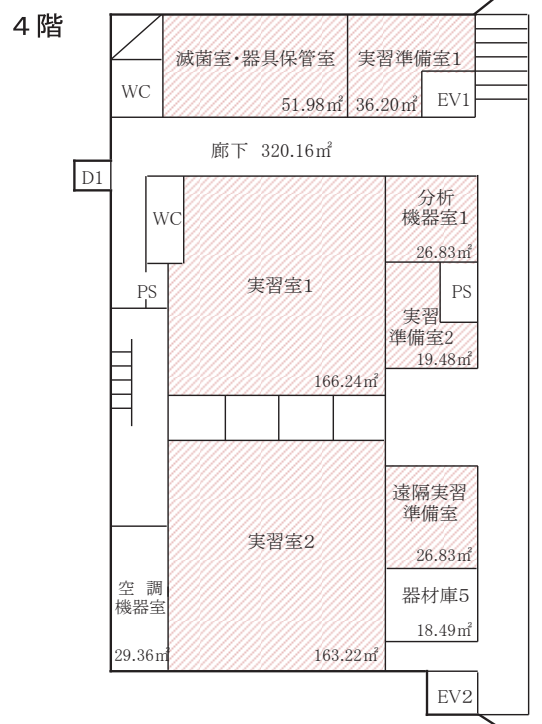
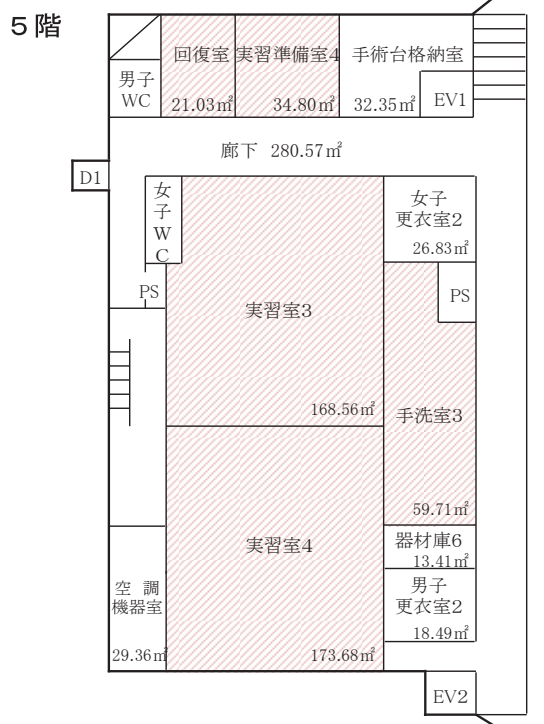


獣医臨床センター(6階～4階)



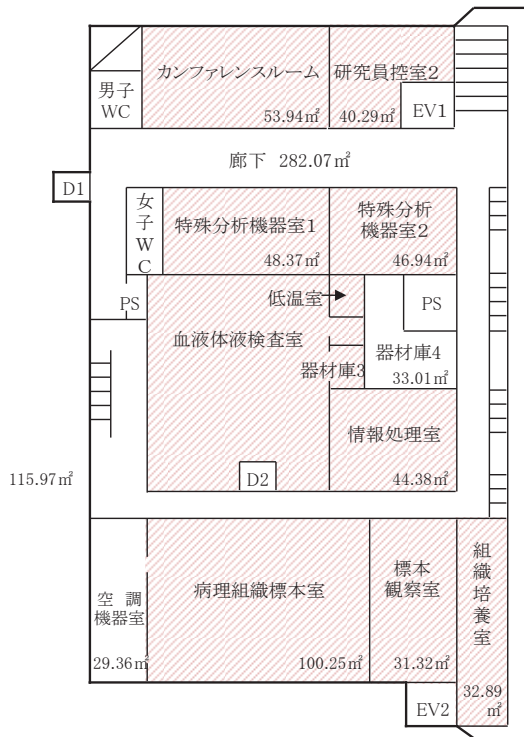
講義・演習室	238.86㎡
実験・実習室	1,371.76㎡
その他	1,766.51㎡
小計	3,377.13㎡
動物病院	2,206.30㎡
合計	5,583.43㎡

6階	800.76㎡
5階	858.79㎡
4階	858.79㎡
3階	858.79㎡
小計	3,377.13㎡
2階	858.79㎡
1階	907.98㎡
地下	439.53㎡
小計	2,206.30㎡
合計	5,583.43㎡

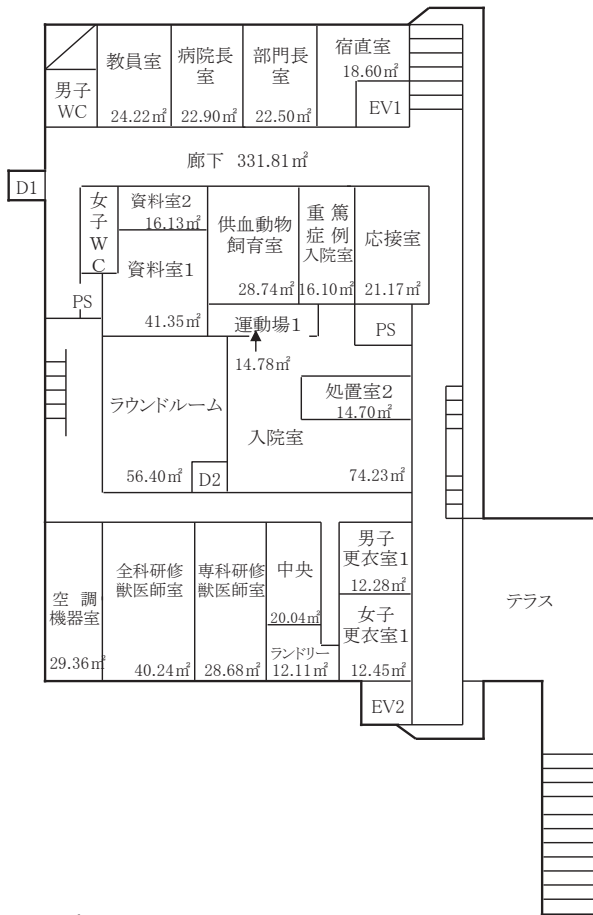


獣医臨床センター(3階～地下1階)

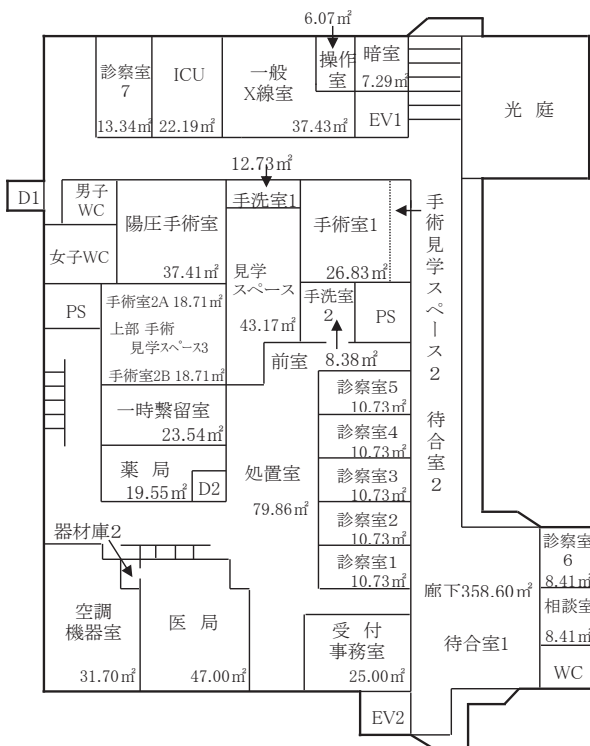
3 階



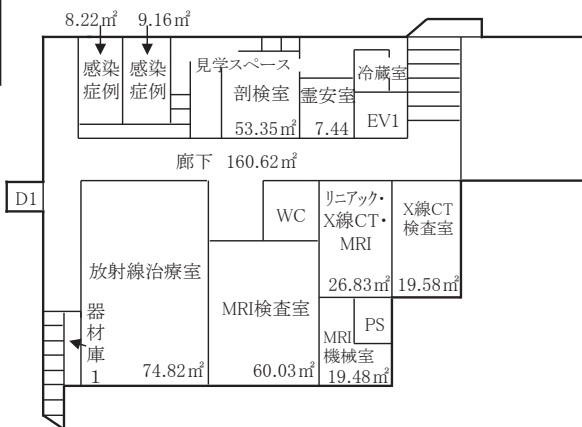
2 階



1 階



地下

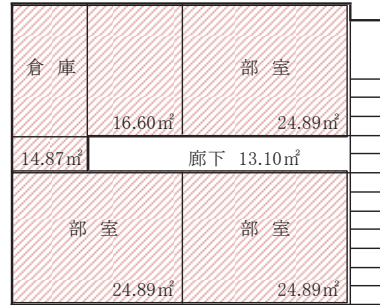


厩 舎

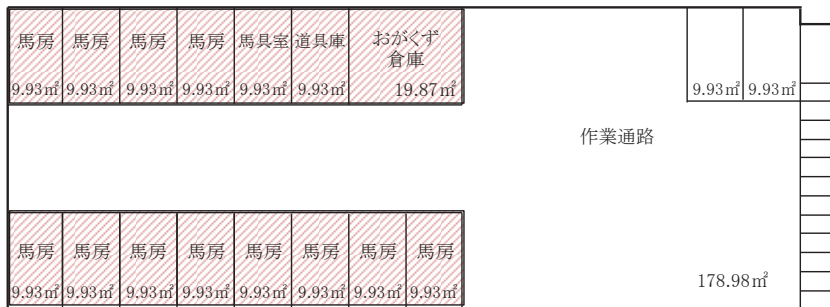
2 階	119.24㎡
1 階	357.73㎡
合 計	476.97㎡

厚生補導施設（その他） 476.97㎡
学生会館

2 階



1 階



馬 術 部 部 室

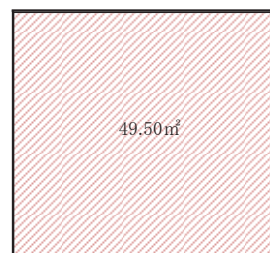
2 階	49.50㎡
1 階	49.50㎡
合 計	99.00㎡

厚生補導施設（その他） 99.00㎡
学生会館

2 階

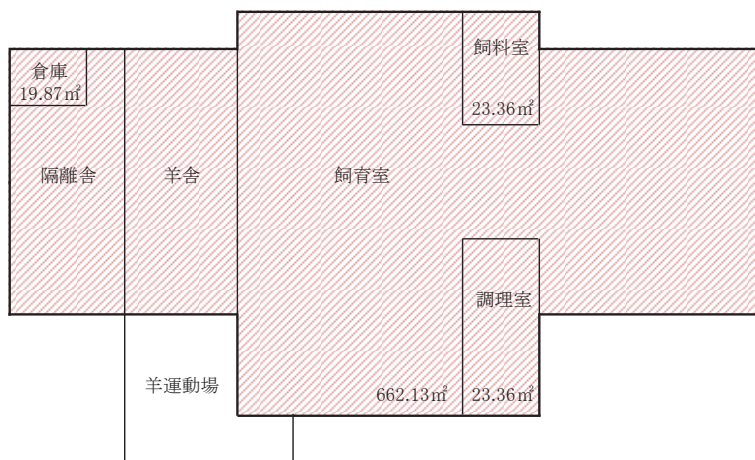


1 階



牛 舍 / 羊 舍

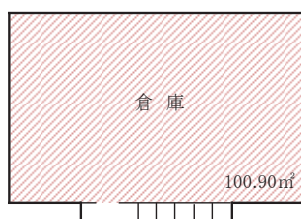
研 究 室	728.72㎡	計	728.72㎡
-------	---------	---	---------



豚 舎

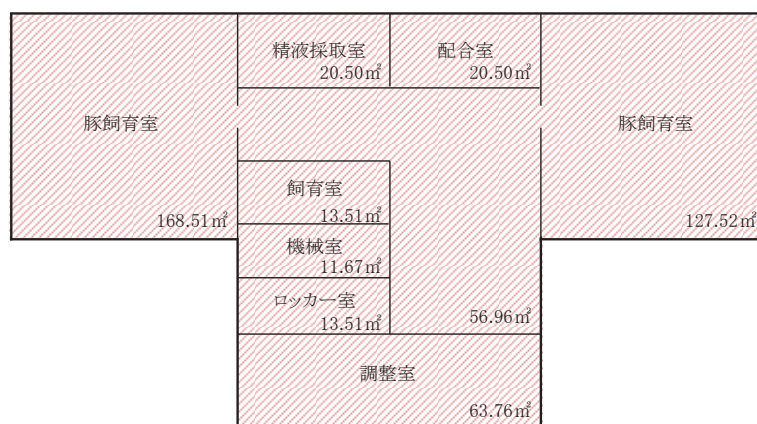
研 究 室	597.34㎡
-------	---------

2 階



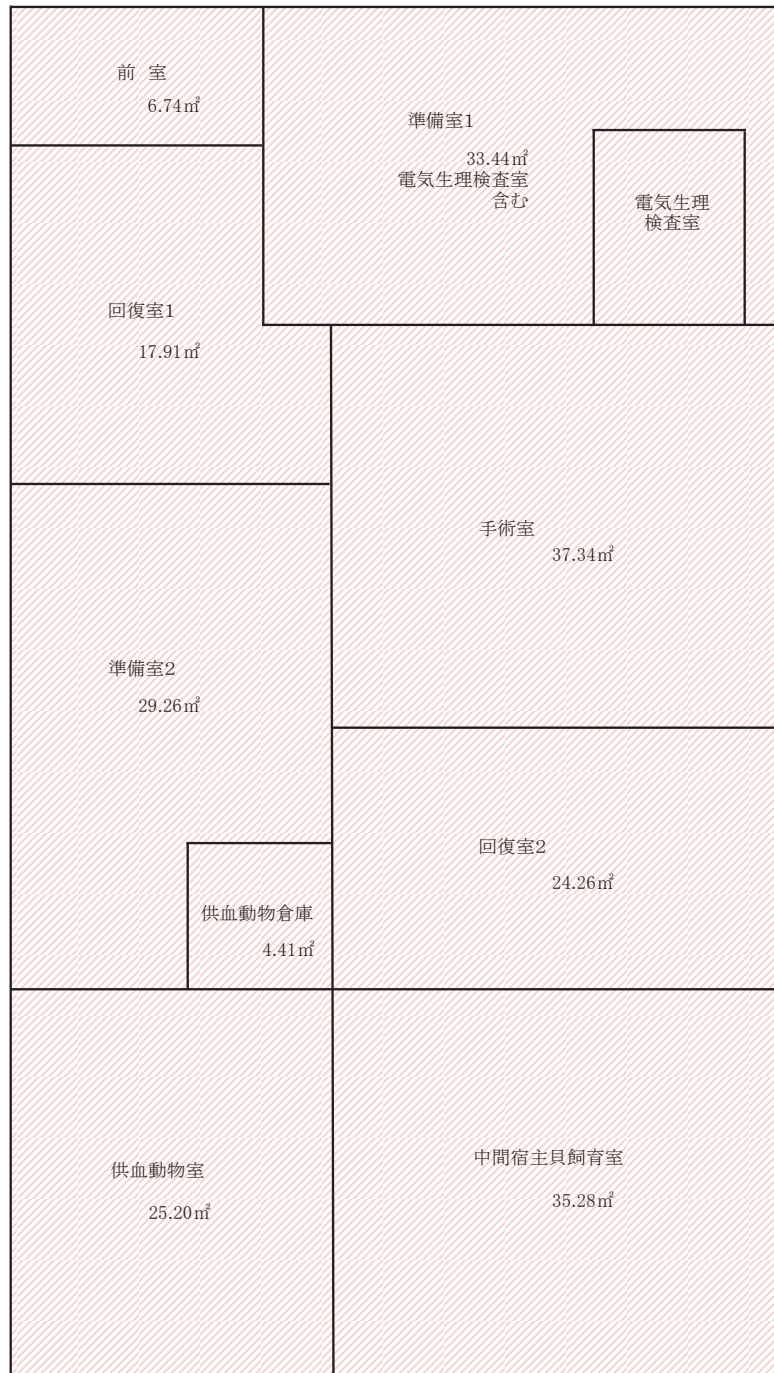
2 階	100.90㎡
1 階	496.44㎡
合計	597.34㎡

1 階



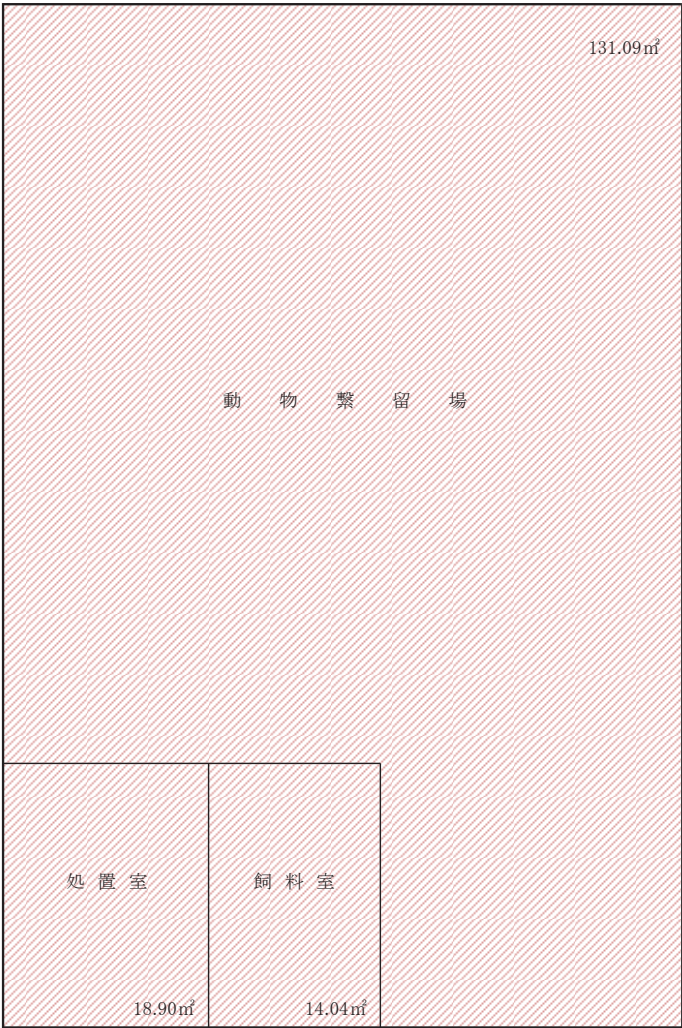
小動物舎 2

研 究 室	213.84㎡
そ の 他	0㎡
計	213.84㎡



教育用動物繋留施設

実験・実習室	164.03㎡	計	164.03㎡
--------	---------	---	---------



合計 164.03㎡

豚実習場

延床面積

1階	238.43㎡
合計	238.43㎡

※PS・EPS等、図面に面積を明記していない部分も含む。



1階

標本倉庫A

69.39㎡	計	69.39㎡
--------	---	--------



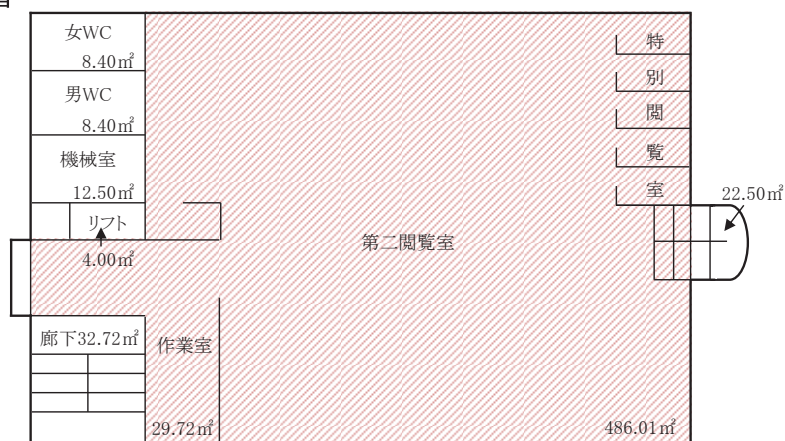
標本倉庫B

69.39㎡	計	69.39㎡
--------	---	--------



学術情報センター（図書館）

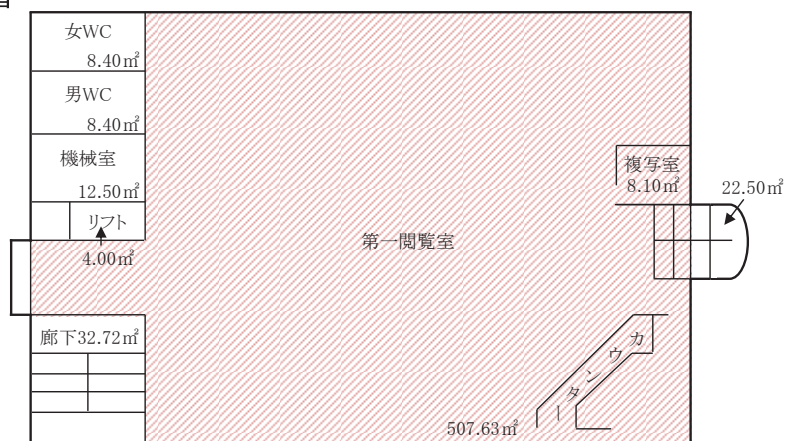
3階



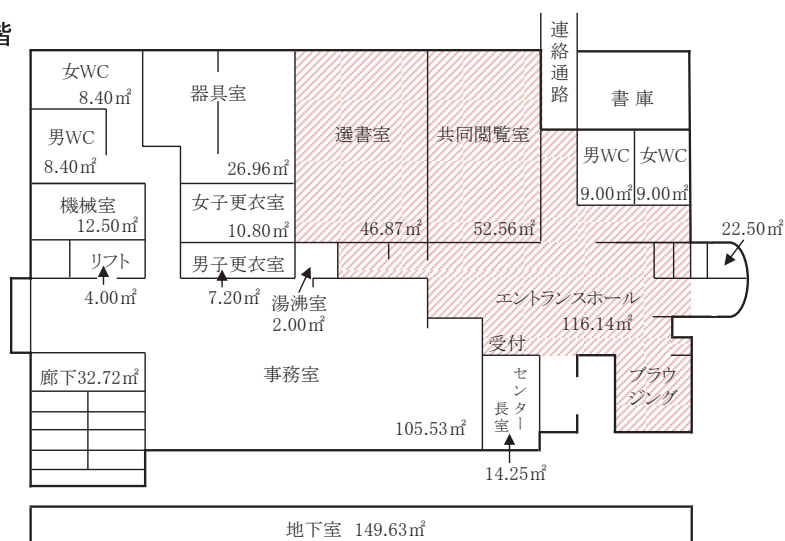
3階	604.25 m²
2階	604.25 m²
1階	488.83 m²
地下	149.63 m²
合計	1,846.96 m²

	図書室	その他
3階	538.23 m²	66.02 m²
2階	538.23 m²	66.02 m²
1階	238.07 m²	250.76 m²
地下	0 m²	149.63 m²
図書館	1,314.53 m²	532.43 m²
		1,846.96 m²

2階



1階

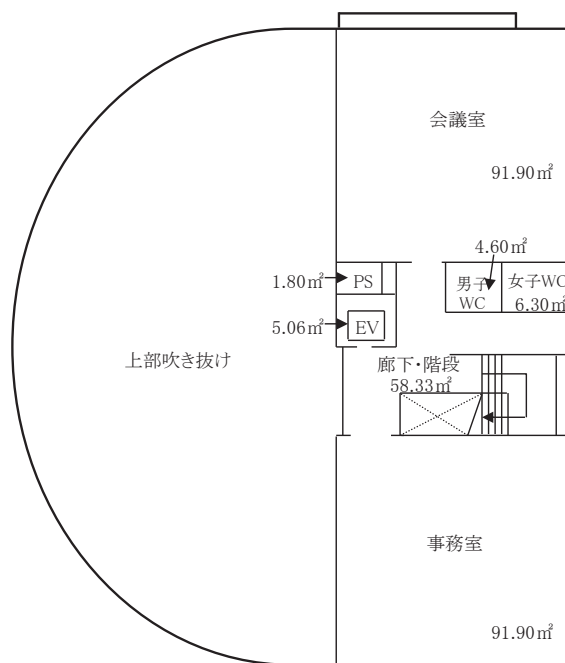


百十周年記念会館

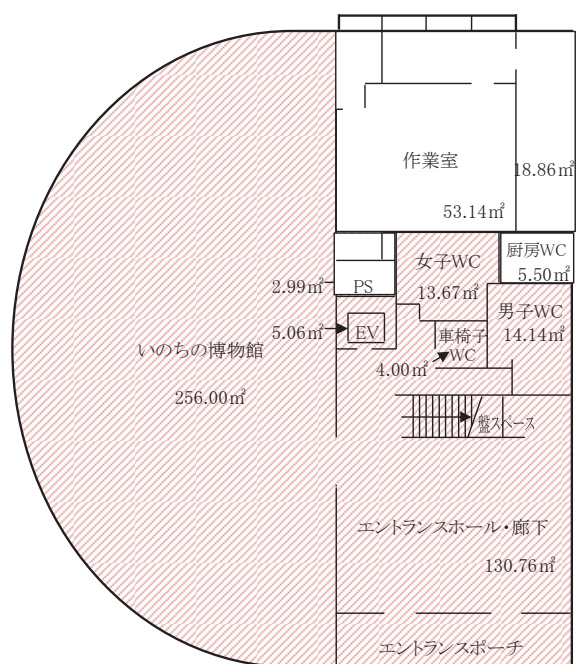
2 階	259.89㎡
1 階	504.12㎡
合計	764.01㎡

その他	764.01㎡
-----	---------

2 階



1 階

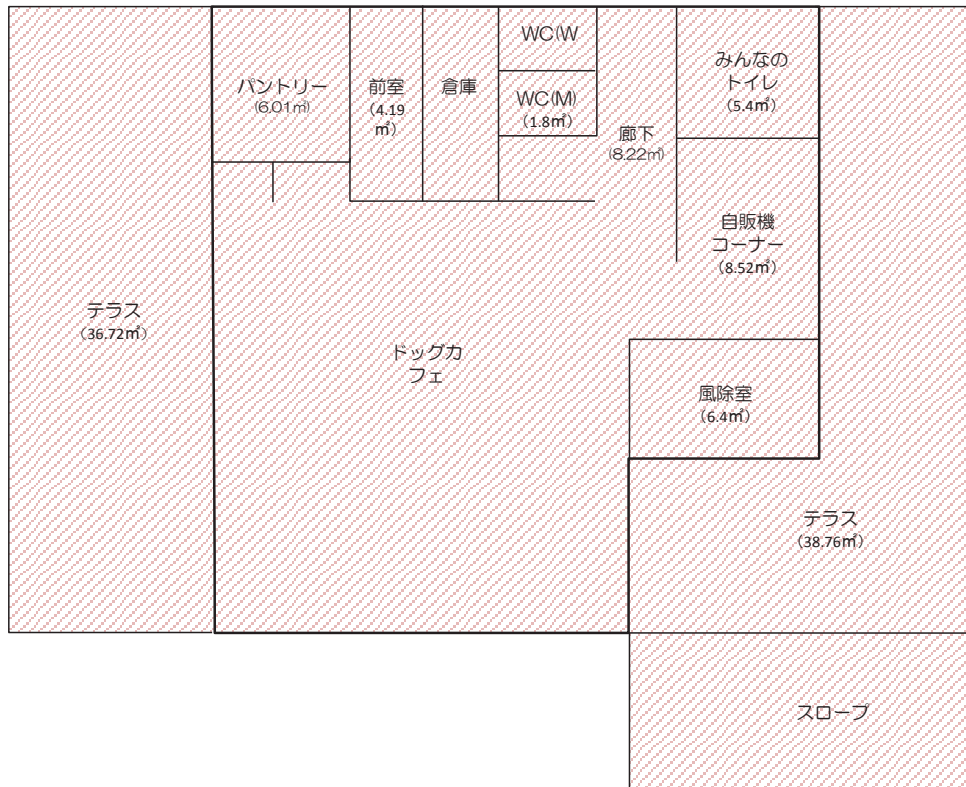


Wind Chimes

延床面積

1階	176.04㎡
合計	176.04㎡

※PS・EPS等、図面に面積を明記していない部分も含む。



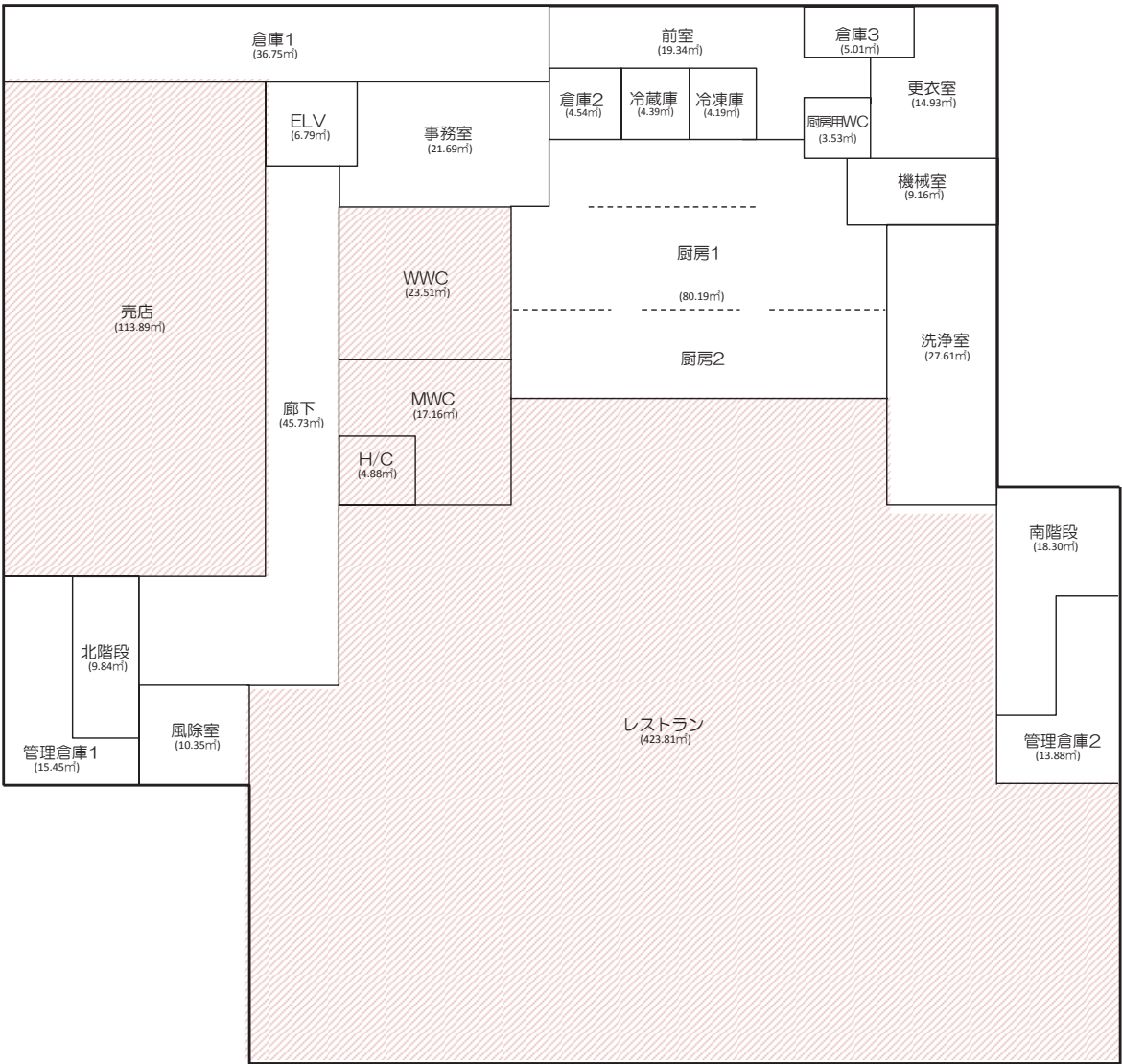
テラス いちょう

延床面積

1階	934.48㎡
2階	934.48㎡
合計	1,868.96㎡

※PS・EPS等、図面に面積を明記していない部分も含む。

1階



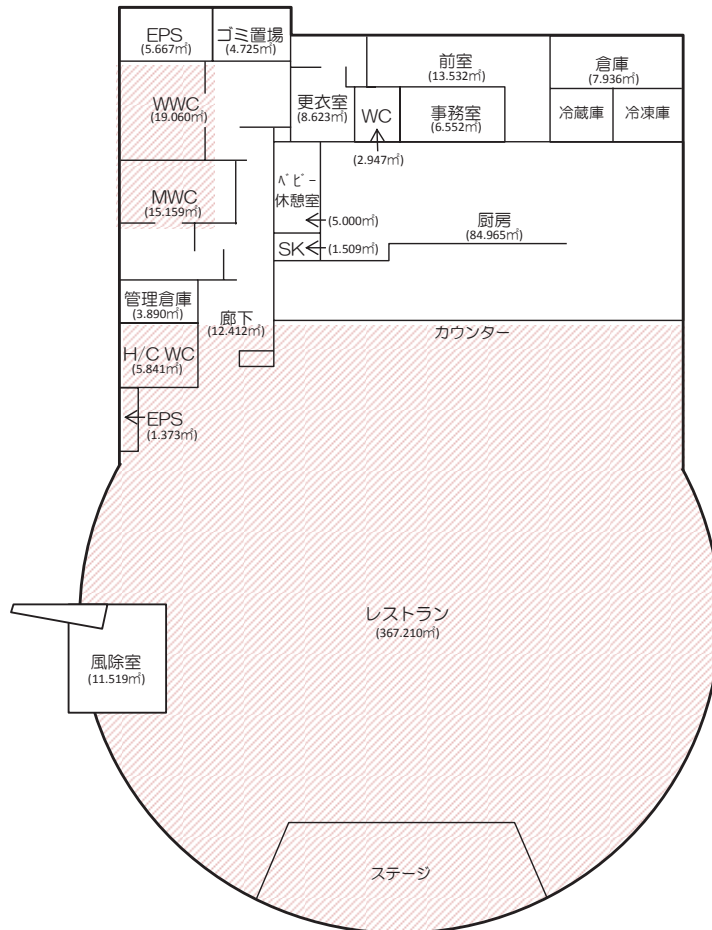
2 階



カフェテリアさくら

床面積

1階	577.92㎡
合計	577.92㎡



1 階

○麻布大学学則（案）

〔 昭和 25 年 4 月 1 日 〕
〔 制 定 〕

改正	昭和 26 年 3 月 31 日	昭和 31 年 4 月 1 日
	昭和 46 年 4 月 1 日	昭和 50 年 9 月 30 日
	昭和 53 年 4 月 1 日	昭和 53 年 11 月 22 日
	昭和 54 年 3 月 23 日	昭和 54 年 11 月 21 日
	昭和 56 年 1 月 12 日	昭和 56 年 11 月 18 日
	昭和 57 年 6 月 25 日	昭和 58 年 6 月 25 日
	昭和 59 年 3 月 21 日	昭和 61 年 3 月 20 日
	昭和 62 年 2 月 7 日	昭和 62 年 6 月 3 日
	昭和 62 年 6 月 24 日	昭和 62 年 12 月 23 日
	昭和 63 年 3 月 15 日	平成 元年 1 月 25 日
	平成 元年 3 月 15 日	平成 元年 7 月 10 日
	平成 元年 7 月 25 日	平成 2 年 3 月 15 日
	平成 2 年 9 月 21 日	平成 3 年 6 月 19 日
	平成 3 年 10 月 23 日	平成 4 年 3 月 12 日
	平成 4 年 6 月 17 日	平成 5 年 2 月 26 日
	平成 5 年 12 月 21 日	平成 6 年 3 月 23 日
	平成 7 年 2 月 22 日	平成 7 年 10 月 18 日
	平成 9 年 5 月 21 日	平成 9 年 7 月 23 日
	平成 9 年 7 月 23 日	平成 10 年 1 月 28 日
	平成 11 年 1 月 27 日	平成 11 年 6 月 16 日
	平成 11 年 10 月 22 日	平成 12 年 1 月 26 日
	平成 12 年 6 月 21 日	平成 12 年 7 月 19 日
	平成 12 年 12 月 19 日	平成 15 年 1 月 28 日
	平成 15 年 10 月 21 日	平成 16 年 5 月 27 日
	平成 16 年 10 月 25 日	平成 17 年 4 月 28 日
	平成 17 年 5 月 26 日	平成 17 年 12 月 21 日
	平成 18 年 4 月 27 日	平成 18 年 7 月 28 日
	平成 18 年 12 月 20 日	平成 19 年 2 月 27 日
	平成 19 年 4 月 25 日	平成 20 年 3 月 18 日
	平成 20 年 4 月 22 日	平成 20 年 5 月 29 日
	平成 20 年 6 月 24 日	平成 23 年 6 月 28 日
	平成 25 年 5 月 28 日	平成 26 年 3 月 18 日
	平成 27 年 3 月 17 日	平成 27 年 8 月 26 日
	平成 28 年 3 月 22 日	平成 28 年 月 日

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 麻布大学(以下「本学」という。)は獣医学、畜産学、動物応用科学、生命科学及び環境科学に関する専門の学術を教授研究し、その応用能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめ、進んで学術の進歩と人類の生活向上に寄与し、平和社会の建設に貢献することを目的とする。

(自己点検等)

第2条 本学は前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うための体制は別に定める。

3 本学は第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努める。

(情報の提供)

第2条の2 本学は、教育研究活動の状況について、積極的に情報を提供するものとする。

2 情報の提供の実施方法、情報提供項目については別に定める。

第2節 組織

(学部・学科)

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

獣医学部

獣医学科

動物応用科学科

生命・環境科学部

臨床検査技術学科

食品生命科学科

環境科学科

2 前項に規定する学科のうち、動物応用科学科に、履修上の区分として次のコースを置く。

動物応用科学科

動物生命科学コース

動物人間関係学コース

3 第1項に規定する学部及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、各学部規則において定める。

(附属高等学校)

第3条の2 本学に附属高等学校を置く。

2 高等学校に関する学則は別に定める。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は別に定める。

(附置研究所)

第5条 本学に、生物科学総合研究所を附置する。

- 2 生物科学総合研究所に関する規則は別に定める。

(附属学術情報センター)

第6条 本学に附属学術情報センターを置く。

- 2 学術情報センターに関する規則は別に定める。

(附属動物管理センター)

第7条 本学に附属動物管理センターを置く。

- 2 動物管理センターに関する規則は別に定める。

(附属動物病院)

第8条 本学に附属教育研究施設として附属動物病院(家畜病院)を置く。

- 2 動物病院(家畜病院)に関する規則は別に定める。

(附属教育推進センター)

第8条の2 本学に附属教育推進センターを置く。

- 2 附属教育推進センターに関する規則は、別に定める。

(研究推進・支援本部)

第8条の3 本学に研究推進・支援本部を置く。

- 2 研究推進・支援本部に関する規則は、別に定める。

第8条の4 本学に地域連携センターを置く。

- 2 地域連携センターに関する規則は、別に定める。

(博物館)

第8条の5 本学に、博物館を置く。

- 2 博物館の名称を「麻布大学いのちの博物館」とし、英文表記を「The Life Museum of Azabu University」及び、その略称を「LMAU」とする。
- 3 博物館に関する事項は、別に定める。

(事務組織)

第9条 本学に、事務局その他の事務組織を置く。

- 2 前項の事務組織に関する規則は別に定める。

(健康管理センター)

第9条の2 本学に、学生及び職員の健康管理に関する専門的業務を行うための施設として、健康管理センターを置く。

2 健康管理センターに関する規則は別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第10条 本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員

(特任教員)

第10条の2 本学に特任教員を置くことができる。

2 特任教員に関する規則は、別に定める。

(客員教員)

第10条の3 本学に客員教員を置くことができる。

2 客員教員に関する規則は、別に定める。

(客員研究員)

第10条の4 本学に客員研究員を置くことができる。

2 客員研究員に関する規則は、別に定める。

(共同研究員)

第10条の5 本学に共同研究員を置くことができる。

2 共同研究員に関する規則は、別に定める。

(名誉教授・名誉学長)

第11条 本学に名誉教授・名誉学長を置くことができる。

2 名誉教授・名誉学長に関する規則は別に定める。

第4節 教学会議、部局長連絡会議及び教授会

(教学会議)

第12条 本学に教学会議を置く。

2 教学会議に関する事項は、別に定める。

(部局長連絡会議)

第12条の2 本学に部局長連絡会議を置く。

2 部局長連絡会議に関する事項は、別に定める。

(教授会)

第13条 学校教育法第93条第1項に基づき、本学各学部教授会(以下「学部教授会」という。)を置く。

- 2 学部教授会の構成員は、それぞれ学部所属する教授、准教授、講師及び助教とし、学部所属しない教授、准教授、講師及び助教は、学長の決定に基づき、いずれかの学部教授会の構成員とする。
- 3 学部教授会は、学校教育法第93条第2項に基づき、次の各号に掲げる事項について、学長が決定するに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学部学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事。
 - (2) 学士の学位の授与に関する事。
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定めるもの
- 4 学部教授会は、学校教育法第93条第3項に基づき、前項各号に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる次の各号に掲げる事項について審議し、及び学長又は学部長の求めに応じて、意見を述べるができるものとする。
 - (1) 学部の教育課程の実施、単位の認定に係る試験の実施及び授業科目の履修に関する事。
 - (2) 学校法人麻布獣医学園人事規則に定める任用のうち、当該学部の大学教育職員の所属研究室の配置換えに関する事。
 - (3) その他学部長が必要と認めた事項
- 5 その他学部教授会に関する事項は、別に定める。

第5節 収容定員

(収容定員)

第14条 本学の各学部学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
獣医学部	獣医学科	120人	720人
	動物応用科学科	130人	520人
生命・環境科学部	臨床検査技術学科	80人	320人
	食品生命科学科	80人	320人
	環境科学科	80人	320人

第6節 学年及び休業日

(学年)

第15条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学期は各学部規則の定めるところによる。

(休業日)

第17条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 学園創立記念日 9月10日
 - (3) 春期休業 3月25日から3月31日まで
 - (4) 夏期休業 8月1日から9月20日まで
 - (5) 冬期休業 12月23日から翌年1月9日まで
- 2 前各号のうち、第3号、第4号及び第5号については、学部の事情により学長の承認を経て変更することができる。
- 3 休業日の変更又は臨時休業日については、その都度学長がこれを定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 学部の修業年限は、次のとおりとする。

		修業年限
獣医学部	獣医学科	6年
	動物応用科学科	4年
生命・環境科学部	臨床検査技術学科	4年
	食品生命科学科	4年
	環境科学科	4年

(在学年限)

- 第19条 学生は前条に定める修業年限の2倍を超えて在学することはできない。
- 2 前項に規定するもののほか、同一学年に一定の年限を超えて在学することはできない。
- 3 前項に定める一定の年限については、各学部規則において定める。

第2節 入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が

定める日以後に修了した者

- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年5月31日文部省告示第47号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第22条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに別に定める入学願書及び必要書類に、所定の検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第23条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第24条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓書その他所定の書類を提出するとともに、所定の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第25条 授業科目は、各学部規則の定めるところによる。

(教育内容の改善のための組織的な研修等)

第25条の2 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の組織的な研修及び研究の実施方法、実施体制等については別に定める。

(単位の計算)

第26条 単位の計算は各学部規則の定めるところによる。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には所定の単位を与える。

- 2 前項の試験については、各学部規則の定めるところによる。

(成績評価)

第28条 成績評価については、各学部規則の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第29条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、修得した単位は、教授会の意見を聴いて、60単位を限度として、学長が卒業の要件となる単位として認めることができる。

(他学部及び他学科における授業科目の履修等)

第29条の2 教育上有益と認めるときは、学生に本学の他学部及び他学科の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定に基づく授業科目の履修については、各学部規則の定めるところによる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 教育上有益と認めるときは、学生が行う高等専門学校の特攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、教授会の意見を聴いて、修得単位として学長が認めることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第29条第2項及び第29条の2第2項により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に在学していた大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の意見を聴いて、修得単位として学長が認めることができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の意見を聴いて、修得単位として学長が認めることができる。
- 3 前2項により与えることができる単位数は、編入学、転学部、転学科の場合を除き、第29条第2項、第29条の2第2項及び第30条第2項により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前項の転学部・転学科の場合については、第1項及び第2項の入学を転学部・転学科と第1項の大学又は短期大学を学部又は学科と読み替える。

(履修方法)

第32条 授業科目の履修方法は各学部規則の定めるところによる。

(教職課程)

第33条 本学に教育職員免許法に基づく教員の免許状授与の所要資格を取得するための課程(以下「教職課程」という。)を置く。

2 本学において教員の免許状授与の所要資格を取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

獣医学部 獣医学科・動物応用科学科

農業：高等学校教諭一種免許状

理科：中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状

生命・環境科学部 臨床検査技術学科・食品生命科学科

理科：中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状

生命・環境科学部 環境科学科

理科：中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状

3 教職課程に関する規程は別に定める。

第34条 削除

第4節 休学・復学・編入学・転学部・転学科・転学・留学・退学・再入学

(休学)

第35条 疾病その他特別の理由により、3か月以上修学することができない者は理由書及び疾病の場合は医師の診断書を添えて願い出、学長の許可を得て休学することができる。

2 前項の定めによる休学は、同一学年において2回を限度とする。この場合において、第36条に定める休学期間の延長も1回として、休学回数に算入する。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められた者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第36条 休学期間は1年以内とする。ただし特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は通算して第18条に定める修業年限を超えることができない。

3 休学期間は第19条の在学年限には算入しない。

(復学)

第37条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(編入学)

第38条 本学へ編入学を志願する者は、各学部規則によって選考の上、学長が入学を許可する。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の修業年限及び在学年限は、各学部規則の定めるところによる。
- 3 第1項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、第31条の規定による。

(転学部及び転学科)

第39条 本学の学生で、他の学部又は学科へ移ることを願い出た者は、各学部規則によって選考の上、学長が許可することがある。

- 2 前項の規定により他へ移ることを許可された者の修業年限及び在学年限は、各学部規則の定めるところによる。
- 3 第1項の規定により他へ移ることを許可された者の本学において既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、第31条の規定による。

(転学)

第40条 削除

(留学)

第41条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第18条に定める修業年限に含めることができる。
- 3 第29条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

(願い出による退学)

第42条 退学しようとする者は、その理由を記載した書面を提出し、教授会の意見を聴いて、学長の許可を得なければならない。

(命令による退学)

第43条 次の各号の一に該当する者は教授会の意見を聴いて学長が退学を命ずる。

- (1) 学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第19条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第36条第2項に定める休学期間を超えて、なお、修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(再入学)

第44条 第42条により退学した者が再び同一学科に入学を志願したときは、当該教授会の意見を聴いて、相当年次に学長が再入学を許可することがある。

- 2 前項により再入学を許可された者の修業年限及び在学年限並びに既に履修した授業科目及び単位数の取扱いは各学部規則の定めるところによる。

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第45条 本学に、第18条(修業年限)に定める年限(第38条第1項、第39条第1項並びに前条第1項により編入学、転学部・転学科、再入学した者については、それぞれ各学部規則に定められた修業年限)以上在学し、各学部所定の授業科目及び単位を修得した者については、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

(学位)

第46条 卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

獣医学部

獣医学科 学士(獣医学)

動物応用科学科 学士(動物応用科学)

生命・環境科学部

臨床検査技術学科 学士(保健衛生学)

食品生命科学科 学士(保健衛生学)

環境科学科 学士(環境科学)

第6節 賞罰

(表彰)

第47条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴いて、学長が表彰することができる。

2 表彰に関する規則は別に定める。

(懲戒)

第48条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認めた者

(2) 学業をおこたり、成業の見込がないと認めた者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 前項の退学の扱いは第43条(命令による退学)に準じる。

第7節 研究生、研修生、研修獣医師、聴講生、科目等履修生、単位互換履修生及び外国人留学生

(研究生)

第49条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、

当該学部の研究に支障のない限り、選考の上、学長が研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究生に関する規則は別に定める。

(研修生)

第49条の2 本学において、特定の専門事項について研修することを志願する者があるときは、当該学部の研究に支障のない限り、選考の上、学長が研修生として入学を許可することができる。

- 2 研修生に関する規則は別に定める。

(研修獣医師)

第49条の3 本学附属動物病院(家畜病院)において獣医臨床技術の研鑽を目的として臨床研修することを志願する者があるときは、当該病院の運営に支障のない限り、選考の上、学長が研修獣医師として入学を許可することができる。

- 2 研修獣医師に関する規則は別に定める。

(聴講生)

第50条 本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない限り、選考の上、学長が聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生に関する規則は別に定める。

(科目等履修生)

第51条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない限り、選考の上、学長が科目等履修生として申し出の授業科目の履修を認めることがある。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については第27条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関する規則は別に定める。

(単位互換履修生)

第51条の2 単位互換を協定している大学及び短期大学の学生で本学における授業科目の履修を希望する者があるときは、各学部の教育に支障のない限り、選考の上、学長が単位互換履修生として許可することができる。

- 2 単位互換履修生に対する単位の授与については第27条の規定を準用する。
- 3 単位互換履修生に関する規則は別に定める。

(外国人留学生)

第52条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として、入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、各学部で定める授業科目のほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 前項の各学部で定める授業科目の一部については、各学部規則によって免除することがある。

4 外国人留学生に関する規則は別に定める。

(準用)

第53条 第15条、第16条、第17条、第42条、第43条、第48条の規定は研究生、研修生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生にこれを準用する。

第54条 第18条、第19条、第25条から第28条まで、第35条から第37条まで第40条及び第44条から第47条までの規定は外国人留学生にこれを準用する。

第55条 第33条第1項から第3項まで、第39条及び第41条の規定は聴講生及び科目等履修生についてこれを適用しない。

第8節 学納金等

(検定料、学納金)

第56条 検定料及び学納金は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(授業料等の納付)

第57条 学納金のうち授業料・実験実習費・教育充実費及び2年次以降の施設設備費は年額の2分の1ずつ、次の2期に分けて納付することができる。

区分	納期
前期	4月1日から4月20日まで
後期	9月1日から9月20日まで

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第58条 学年の途中で卒業する見込の者は、当該期分までの授業料・実験実習費・教育充実費及び施設設備費を納付するものとする。

(退学・停学の場合の授業料等)

第59条 前期又は後期の途中で退学した者の当該期分の授業料・実験実習費・教育充実費及び施設設備費は徴収する。

2 停学期間中の授業料・実験実習費・教育充実費及び施設設備費は徴収する。

(休学の場合の学納金等)

第60条 学期を通じて休学を許可され、又は命ぜられた者の学納金は免除し、当該学期分に相当する授業料の2分の1を在籍料として納入するものとする。

2 学期の途中で休学又は、復学したときは、その学期の学納金を納入しなければならない。

(授業料等の督促)

第61条 授業料・実験実習費・教育充実費及び施設設備費を、所定の期日までに納付しない者に対しては、督促する。

2 前項により督促を受けても、引続き納付しない者は授業を受けられない。また当該期分の単位認定をしない。

(授業料等の免除・徴収猶予)

第62条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業が優秀と認める場合、その他やむを得ない事情があると認めた場合は、授業料・実験実習費・教育充実費及び施設設備費の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料・実験実習費・教育充実費及び施設設備費の免除又は徴収の猶予に関し、必要な事項は別に定める。

(学納金の返還)

第63条 納付した検定料・入学金・施設設備費並びに当該期分の授業料・実験実習費及び教育充実費は返還しない。ただし、入学を許可された者で入学を辞退し、所定の期日までに、所定の手続をとった場合には、入学手続時の学納金から入学金を控除したものを返還することがある。

第9節 雑則

(雑則)

第64条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は教授会の意見を聴いて学長が定める。

(改廃)

第65条 この学則の改廃は、教授会及び学長の意見を聴いて理事会が行う。

附 則

本学則は、昭和25年4月1日から施行する。

昭和26年3月31日改正

昭和31年4月1日改正

昭和46年4月1日改正

昭和50年9月30日改正

昭和53年4月1日改正
昭和53年11月22日改正
昭和54年3月23日改正
昭和54年11月21日改正
昭和55年4月1日施行
昭和56年1月12日改正
昭和56年11月18日改正
昭和57年4月1日施行
昭和57年6月25日改正
昭和58年6月25日改正
昭和59年3月21日改正
昭和59年4月1日施行

附 則

この規則は、昭和61年3月20日改正し、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第10条の2及び第28条並びに第31条による獣医学部獣医学科の総合科目及び自然系の授業科目の履修については、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和62年2月7日に改正し、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年6月3日に改正し、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年6月24日に改正し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和62年12月23日に改正し、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年3月15日に改正し、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年1月25日に改正し、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年3月15日に改正し、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 第32条の規定は、平成元年7月10日に改正し、平成元年4月1日から適用する。

2 (平成元年7月25日改正)

第14条の規定にかかわらず、平成2年4月1日から平成11年3月31日までの間、獣医学部環境畜産学科及び環境保健学部環境保健学科・衛生技術学科の入学定員は、次のとおりとし、平成2年4月1日から施行する。

		入学定員
獣医学部	環境畜産学科	80名
	環境保健学科	75名
環境保健学部	環境保健学科	75名
	衛生技術学科	75名

3 第52条「別表2」(1)については、平成元年7月25日に改正し、平成元年4月1日から適用する。「別表2」(2)については平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年3月15日に改正し、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年9月21日に改正し、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年6月19日に改正し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成3年10月23日に改正し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年3月12日に改正し、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年6月17日に改正し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成5年2月26日に改正し、平成5年4月1日から施行する。

2 第26条、第27条及び第33条の規定にかかわらず、平成5年3月31日までに入学した者の授業科目、単位の計算及び履修方法については、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成5年12月21日に改正し、平成6年4月1日から施行する。
- 2 第14条の規定にかかわらず、平成6年4月1日から平成11年3月31日までの間、獣医学部動物応用科学科の入学定員は次のとおりとする。

	年度	入学定員	収容定員
獣医学部 動物応用科学科	平成6年度	100名	100名
	平成7年度	100名	200名
	平成8年度	100名	300名
	平成9年度以降	100名	400名
	平成10年度まで		

- 3 第3条の規定にかかわらず、獣医学部環境畜産学科は、平成6年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

この規則は、平成6年3月23日に改正し、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年2月22日に改正し、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年10月18日に改正し、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年5月21日に改正し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年7月23日に改正し、平成9年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成9年7月23日に改正し、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第14条の規定にかかわらず、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間、環境保健学部健康環境科学科の入学定員は次のとおりとする。

	年度	入学定員	収容定員
環境保健学部 健康環境科学科	平成10年度	75名	75名

- 3 第3条の規定にかかわらず、環境保健学部環境保健学科は、平成10年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

この規則は、平成10年1月28日に改正し、平成9年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成11年1月27日に改正し、平成11年4月1日から施行する。
- 2 第14条の規定にかかわらず、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間、獣医学部動物応用科学科、環境保健学部健康環境科学科並びに環境保健学部衛生技術学科の入学定員は次のとおりとする。

	入学定員
獣医学部 動物応用科学科	100名
環境保健学部 健康環境科学科	75名
環境保健学部 衛生技術学科	75名

附 則

この規則は、平成11年1月27日に改正し、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年6月16日に改正し、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成11年10月22日に改正し、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第14条の規定にかかわらず、平成12年4月1日から平成16年3月31日までの間、獣医学部動物応用科学科、環境保健学部健康環境科学科並びに環境保健学部衛生技術学科の入学定員は次のとおりとする。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
	入学定員	入学定員	入学定員	入学定員	入学定員
動物応用科学科	98人	96人	94人	92人	90人
健康環境科学科	74人	73人	72人	71人	70人
衛生技術学科	74人	73人	72人	71人	70人

附 則

この規則は、平成12年1月26日に改正し、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年6月12日に改正し、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年7月19日に改正し、平成12年7月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年12月19日に改正し、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年1月28日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年10月21日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年5月27日に改正し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年10月26日に改正し、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月28日に改正し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年5月26日に改正し、同日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月21日に改正し、平成17年12月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月27日に改正し、同日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年7月28日(文部科学大臣の認可の日)に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年12月20日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年2月27日に改正し、平成20年4月1日から施行する。
ただし、第3条第2項に定める獣医学部動物応用科学科の各コースに係る規定並びに第8条の2及び第12条の規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、従前の環境保健学部の健康環境科学科、衛生技術学科及び環境政策学科は、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

この学則は、平成19年4月25日に改正し、同日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年3月18日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月22日に改正し、同日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年5月29日に改正し、同日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年6月24日に改正し、同日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成23年6月28日に改正し、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則施行の際、改正前の学則第34条に定める学芸員課程は、平成24年3月31日に当該課程に在学する者が、当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成24年6月26日に改正し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年5月28日に改正し、平成26年4月1日から施行する。ただし、第56条別表第2―2は、平成25年5月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 第14条の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間、生命・環境科学部の収容定員は次のとおりとする。

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
生命・環境科学部	臨床検査技術学科	305人	305人	310人
	食品生命科学科	305人	305人	310人
	環境科学科	392人	364人	340人

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成26年3月18日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、従前の食品生命科学科及び環境科学科に置く各コースは、平成27年3月31日までに入学した者及び平成29年3月31日までに編入学した者が、当該コースに在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 第33条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、生命・環境科学部環境科学科における教育職員免許法に基づく教員の免許状授与の所要資格を取得するために置く教職課程は、環境と社会コースが存続するまでの間、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年3月17日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年3月17日に改正し、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第35条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までに入学した者及び平成28年3月31日までに入学した編入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年8月26日に改正し、平成27年9月12日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年3月22日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、文部科学大臣認可の日改正し、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第14条の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、獣医学部動物応用科学科の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科		平成29年度	平成30年度	平成31年度
獣医学部	動物応用科学科	490人	500人	510人

別表第1(第56条関係)

検定料

- (1) 入学検定料は35,000円とする。ただし、生命・環境科学部一般入学試験(第Ⅰ期)は、下表のとおりとする。

受験日数	検定料
1日	35,000円
2日	50,000円
3日	65,000円

- (2) 大学入試センター試験利用入学試験は、15,000円とする。
- (3) 獣医学部獣医学科及び動物応用科学科AO入学試験は、第1次20,000円、第2次20,000円とする。
- (4) 獣医学部獣医学科編入学試験は、第1次20,000円、第2次20,000円とする。

別表第2－1(第56条関係)

平成29年度以降入学に係る学納金

(単位 円)

学部・学科\年次			1年次		2年次以降	
			前期	後期	前期	後期
獣医学部	獣医学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	225,000	225,000	225,000	225,000
		授業料	625,000	625,000	625,000	625,000
		実験実習費	125,000	125,000	150,000	150,000
		教育充実費	150,000	150,000	150,000	150,000
		合計	1,325,000	1,125,000	1,150,000	1,150,000
	動物応用科学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	150,000	150,000	150,000	150,000
		授業料	425,000	425,000	425,000	425,000
		実験実習費	125,000	125,000	150,000	150,000
		教育充実費	50,000	50,000	50,000	50,000
		合計	1,000,000	750,000	775,000	775,000
生命・環境科学部	臨床検査技術学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	150,000	150,000	150,000	150,000
		授業料	425,000	425,000	425,000	425,000
		実験実習費	125,000	125,000	150,000	150,000
		教育充実費	50,000	50,000	50,000	50,000
		合計	1,000,000	750,000	775,000	775,000
	食品生命科学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	150,000	150,000	125,000	125,000
		授業料	425,000	425,000	425,000	425,000
		実験実習費	125,000	125,000	125,000	125,000
		教育充実費	50,000	50,000	50,000	50,000
		合計	1,000,000	750,000	725,000	725,000
	環境科学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	150,000	150,000	125,000	125,000
		授業料	425,000	425,000	425,000	425,000
		実験実習費	125,000	125,000	125,000	125,000
		教育充実費	50,000	50,000	50,000	50,000
		合計	1,000,000	750,000	725,000	725,000

(注)

- 1 この表は、平成29年度以降の入学者及び平成30年度以降の編入学者に適用する。
- 2 入学金は、入学年度のみ適用する。ただし、附属高等学校特別入学試験に合格して入学した場合の入学金は、免除とする。
- 3 編入学者の初年度の学納金については、「2年次以降」の金額に入学金を加えた金額を適用する。

別表第2－2(第56条関係)

平成27年度及び平成28年度入学に係る学納金

(単位 円)

学部・学科\年次			1年次		2年次以降	
			前期	後期	前期	後期
獣医学部	獣医学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	200,000	200,000	200,000	200,000
		授業料	625,000	625,000	625,000	625,000
		実験実習費	115,000	115,000	115,000	115,000
		教育充実費	150,000	150,000	150,000	150,000
		合計	1,340,000	1,090,000	1,090,000	1,090,000
	動物応用科学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	150,000	150,000	100,000	100,000
		授業料	425,000	425,000	425,000	425,000
		実験実習費	115,000	115,000	115,000	115,000
		教育充実費	50,000	50,000	50,000	50,000
		合計	990,000	740,000	690,000	690,000
生命・環境科学部	臨床検査技術学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	150,000	150,000	100,000	100,000
		授業料	425,000	425,000	425,000	425,000
		実験実習費	115,000	115,000	115,000	115,000
		教育充実費	50,000	50,000	50,000	50,000
		合計	990,000	740,000	690,000	690,000
	食品生命科学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	150,000	150,000	100,000	100,000
		授業料	425,000	425,000	425,000	425,000
		実験実習費	115,000	115,000	115,000	115,000
		教育充実費	50,000	50,000	50,000	50,000
		合計	990,000	740,000	690,000	690,000
	環境科学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	150,000	150,000	100,000	100,000
		授業料	425,000	425,000	425,000	425,000
		実験実習費	115,000	115,000	115,000	115,000
		教育充実費	50,000	50,000	50,000	50,000
		合計	990,000	740,000	690,000	690,000

(注)

- 1 この表は、平成27年度及び平成28年度の入学者並びに平成28年度及び平成29年度の編入学者に適用する。
- 2 入学金は、入学年度のみ適用する。ただし、附属高等学校特別入学試験に合格して入学した場合の入学金は、免除とする。
- 3 編入学者の初年度の学納金については、「2年次以降」の金額に入学金を加えた金額を適用する。

別表第2－3(第56条関係)
平成20年度から平成26年度入学に係る学納金

(単位 円)

学部・学科・コース\年次			1年次		2年次以降	
			前期	後期	前期	後期
獣医学部	獣医学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	200,000	200,000	200,000	200,000
		授業料	625,000	625,000	625,000	625,000
		実験実習費	115,000	115,000	115,000	115,000
		教育充実費	150,000	150,000	150,000	150,000
		合計	1,340,000	1,090,000	1,090,000	1,090,000
	動物応用科学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	150,000	150,000	100,000	100,000
		授業料	425,000	425,000	425,000	425,000
		実験実習費	115,000	115,000	115,000	115,000
		教育充実費	50,000	50,000	50,000	50,000
		合計	990,000	740,000	690,000	690,000
生命・環境 科学部	臨床検査技術学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	150,000	150,000	100,000	100,000
		授業料	425,000	425,000	425,000	425,000
		実験実習費	115,000	115,000	115,000	115,000
		教育充実費	50,000	50,000	50,000	50,000
		合計	990,000	740,000	690,000	690,000
	食品生命科 学科	食の安全 コース	入学金	250,000	—	—
			施設設備費	150,000	100,000	100,000
			授業料	425,000	425,000	425,000
			実験実習費	115,000	115,000	115,000
			教育充実費	50,000	50,000	50,000
			合計	990,000	690,000	690,000
		バイオの科 学コース	入学金	250,000	—	—
			施設設備費	150,000	100,000	100,000
			授業料	425,000	425,000	425,000
			実験実習費	115,000	115,000	115,000
	環境科学科	環 境 技 術 コース	入学金	250,000	—	—
			施設設備費	150,000	100,000	100,000
			授業料	350,000	425,000	425,000
			実験実習費	—	115,000	115,000
			教育充実費	65,000	50,000	50,000
			合計	815,000	690,000	690,000
		環境と社会 コース	入学金	250,000	—	—
			施設設備費	150,000	100,000	100,000
			授業料	350,000	350,000	350,000
			実験実習費	—	—	—
			教育充実費	65,000	65,000	65,000
			合計	815,000	515,000	515,000

(注)

- この表は、平成20年度から平成26年度の入学者及び平成21年度から平成27年度の編入学者に適用する。
- 入学金は、入学年度のみ適用する。ただし、附属高等学校特別入学試験に合格して入学した場合の入学金は、免除とする。
- 編入学者の初年度の学納金については、「2年次以降」の金額に入学金を加えた金額を適用する。

別表第2—4(第56条関係)

平成19年度以前入学に係る学納金

(単位 円)

学部・学科\年次			1年次		2年次以降	
			前期	後期	前期	後期
獣医学部	獣医学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	200,000	200,000	200,000	200,000
		授業料	625,000	625,000	625,000	625,000
		実験実習費	115,000	115,000	115,000	115,000
		教育充実費	150,000	150,000	150,000	150,000
		合計	1,340,000	1,090,000	1,090,000	1,090,000

(注)

- 1 この表は、平成19年度以前入学者及び平成20年度以前の編入学者に適用する。
- 2 入学金は、入学年度のみ適用する。
- 3 編入学者の初年度の学納金については、「2年次以降」の金額に入学金を加えた金額を適用する。

変更の事由及び時期を記載した書類

1. 変更の事由

第 14 条（収容定員）に規定する獣医学部動物応用科学科について、入学定員「120 人」を「130 人」に、収容定員「480 人」を「520 人」に、改める。

2. 変更の時期

文部科学大臣認可の日

3. 施行日を明確にするため、附則として次の附則を加えた。

附則

（施行期日）

1 この学則は、文部科学大臣認可の日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 14 条の規定にかかわらず、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、獣医学部動物応用科学科の収容定員は次のとおりとする。

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
獣医学部 動物応用科学科	490 人	500 人	510 人

麻布大学学則の新旧比較対照表

新	旧
第1条～第13条（略） （収容定員） 第14条 本学の各学部学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。 獣医学部 獣医学科 動物応用科学科 生命・環境科学部 臨床検査技術学科 食品生命科学科 環境科学科 入学定員 120人 <u>130人</u> 80人 80人 80人 収容定員 720人 <u>520人</u> 320人 320人 320人	第1条～第13条（略） （収容定員） 第14条 本学の各学部学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。 獣医学部 獣医学科 動物応用科学科 生命・環境科学部 臨床検査技術学科 食品生命科学科 環境科学科 入学定員 120人 <u>120人</u> 80人 80人 80人 収容定員 720人 <u>480人</u> 320人 320人 320人
第15条～第25条（略） 附 則 （施行期日） 1. この学則は、文部科学大臣の認可の日（平成28年 月 日）に改正し、平成29年4月1日から施行する。 （経過措置） 2. 第14条の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、獣医学部動物応用科学科の収容定員は次のとおりとする。 獣医学部 動物応用科学科 平成29年度 平成30年度 平成31年度 490人 500人 510人	第15条～第25条（略） 附 則 （追加）

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 学則変更（収容定員変更）の内容	・ ・ ・ ・ ・ 1
2. 学則変更（収容定員変更）の必要性	・ ・ ・ ・ ・ 1
3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	・ ・ ・ ・ ・ 4
(1) 教育課程の変更内容	・ ・ ・ ・ ・ 4
(2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容	・ ・ ・ ・ ・ 5
(3) 教員組織の変更内容	・ ・ ・ ・ ・ 5
(4) 大学全体の施設・設備の変更内容	・ ・ ・ ・ ・ 6

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

増加する定員を収容する学科名：獣医学部 動物応用科学科（学則第3条第1項）

（1）学則の変更に係る入学定員の増加数：

獣医学部 動物応用科学科 10人（収容定員520人）（学則第14条第1項）

（2）学部における入学定員（収容定員）の現状及び増員後の比較

入学定員（収容定員）	現状	増員後
獣医学部	240人（1,200人）	<u>250</u> 人（ <u>1,240</u> 人）
獣医学科	120人（720人）	120人（720人）
動物応用科学科	120人（480人）	<u>130</u> 人（ <u>520</u> 人）
生命・環境科学部	240人（960人）	240人（960人）
臨床検査技術学科	80人（320人）	80人（320人）
食品生命科学科	80人（320人）	80人（320人）
環境科学科	80人（320人）	80人（320人）

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

動物応用科学科は、動物に関わる生命科学を基盤として、人と動物のより良き関係を学び、人と動物の共生を目指して、遺伝子レベルから生態系レベルに至る動物の保有する諸機能を人間生活に安全かつ効果的に活用するための知識と技術を教授し、人と動物に関わる諸分野で活躍できる専門技術を備えた人材の養成を目的とすることを教育理念とし、平成19年度から定員を30人増員し、コース制を導入した。その当時から、動物の持つ機能を人に活用することについての関心は高まっていたが、近年では、少子高齢化の進行、分子生物学の発展、都市開発における野生動物の生活環境の変化、野生動物の農産物被害対策、食品の安心・安全を巡る問題の増加、ペット飼育放棄などの社会問題も大きく取り上げられるようになり、より社会から関心を持たれるようになった。これらの課題解決のため、動物応用科学領域の貢献が一層求められるようになり、動物に関する知識や技術を身につけた人材が求められている。本学科では、動物に関する知識や技術を学ぶだけでなく、それらを考えて見つける「問題解決能力」を身に付ける指導を行っており、社会のニーズに応え、より社会問題の解決に貢献する人材を輩出・寄与するため、当学科における近年の入学試験及び現在の教育方法、教員組織及び施設・設備を勘案し、入学定員を10人増員する。

社会のニーズ及び志願者数の見通しについては次のとおりである。

(1) 社会的ニーズについて

動物応用科学科では、伴侶動物に関する知識を身に付け、人と動物が心身共に健康であり、動物の持つ能力を人の社会に活かすことができる人材及びゲノム解析や体外受精などに代表されるバイオテクノロジー（先端技術）の知識及び技術を身に付け、先端医療や医薬品の分野から食品生産・製造・加工の分野まで幅広く科学分野へアプローチできる人材を養成している。

近年の少子高齢化社会における、高齢者へのアニマルセラピー活動の需要の増加（参考1）、ドッグランやペット専用のスポーツジム、アロマセラピーなど、近年のペットビジネスの多様化（参考2）等、ペットを取り扱う事業の拡大に伴い、ペットに対する学識者の需要が高くなっている。また、政府や団体からの生態系や自然の保全へのアプローチもあり、野生動物の生態系や人と動物との共存を学ぶことの必要性が裏付けられている（参考3）。これらのことから、本学科の動物人間関係学コースにおいて、伴侶動物から野生動物までを対象に、人と動物のより良い関係について考察し、人と野生動物との共生や生物の生息域の保全管理等についての学びを追求した学生への需要は高いことがわかる。

また、一方で、内閣府総合科学技術・イノベーション会議が掲げる「第5期科学技術基本計画の概要」の「13の重要政策課題」では、医療、食品衛生、生物多様性を含む取組を一元的に推進するとしていること、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の大筋合意やHACCAP（危険度分析に基づく重点衛生管理）の導入義務化の方針が固まったことにより、食の安全・安心への関心が、現在よりも更に高まることが予測されること、医療分野においては、少子化対策としても重要な人の不妊治療の需要が拡大していること（参考4）から、本学科の動物生命科学コースにおいて、不妊治療の一端を担うヒト生殖補助医療胚培養士の需要も高い。さらに、様々な生命現象の機能を解析し、動物生命科学の専門知識と技術を修得するとともに、バイオテクノロジーの応用や動物性食品の加工についての学びを追求した学生への需要も高いことがわかる。

参考1：内閣府認証NPO法人 日本アニマルセラピー協会におけるアニマルセラピー活動実績件数の推移

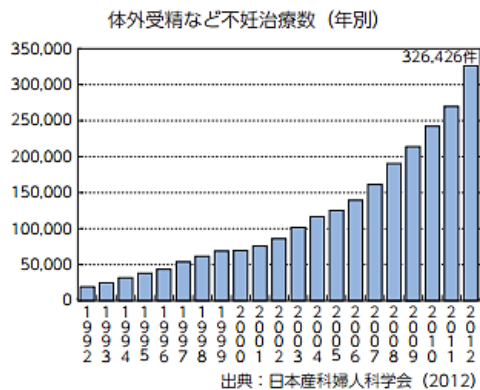
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
件数	238	172	211	304	414

参考2：DIAMOND online「犬の平均寿命は30年で約2倍に！知られざる超高齢化の実態」（平成27年9月12日掲載）

参考3：YOMIURI ONLINE「世界遺産登録目指す西表島、全域を国立公園化」（平成28年2月5日掲載）

公益財団法人知床自然大学院大学設立財団HP（<http://shiretoko-u.jp/>）

参考 4：体外受精など不妊治療数（年別）（文部科学省「健康な生活を送るために（高校生用）」より）



我が国では、近年、不妊治療数が増加しています。体外受精などの不妊治療数は2007年から2012年の5年間で約2倍となっています。

30代夫婦の6組に1組が不妊に関する検査や治療を受けたことがあるとの調査結果があります。

加齢とともに不妊治療の成功率も下がり、精神的ストレス、経済的負担も大きくなります。

このような背景から、本学科が養成する、動物の分子レベルから個体レベルでの機能を深く理解する能力を人の社会に活かすことができる人材及びゲノム解析や体外受精を含めた生殖補助技術の知識及び技術を身に付け、医薬品分野から食品分野まで幅広く科学分野へアプローチできる人材は、社会のニーズに一致しており、その関心が高まっていることから、本学科の教育を受けた人材への需要が見込まれる。

（2）志願者数の見通しについて

収容定員変更を行う学科における、全国からの志願者を100%とした場合の、出身高校所在地が東京都及び神奈川県志願者の割合は、過去5年間で過半数を維持しており、その平均は、動物応用科学科において57.1%である（表1参照）。

また、東京都及び神奈川県の18歳人口は、他県同様減少しているが、その幅は小さく、東京においては平成37年度から増加の見込みがある。更に、2020年に控えている東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う東京を中心としたインフラストラクチャーの充実や、文部科学省における「夢ビジョン2020」に記載されているアイデアの実現により、少子高齢化等の社会的課題の解決が予測できるほか、東京都総務局行政部においても、東京の将来人口等のベース推計として、2020年に東京都の人口がピークを迎えるとの見解がある（参考5）。

このことから、本学の今後の志願者数の急激な減少は考えにくく、（1）に示した社会的ニーズもあることから、当面は現時点での志願者数を維持できるものと考えられる。

表1 動物応用科学科における出身高校所在地が東京都及び神奈川県の志願者数の推移

志願者数(人)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	5か年平均	5か年平均の比率(%)
全体	829	856	960	901	872	883.6	100.0
東京都	286	285	282	292	267	282.4	32.0
神奈川県	212	206	220	232	237	221.4	25.1

※比率(%)…出身高校所在地が東京都又は神奈川県の志願者数÷志願者数(全体)×100

表2 東京都及び神奈川県 の 18 歳人口の推移

18歳人口(人)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
東京都	101,861	100,208	102,197	100,593	100,300	98,395	98,046	94,539	98,817	100,489
神奈川県	82,705	81,537	82,655	81,051	79,768	79,084	77,125	74,311	76,758	76,144

※東京都：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（町丁別・年齢別）」（平成27年1月1日現在）

神奈川県：「神奈川県年齢別人口統計調査」（平成27年1月1日現在）

参考5：東京の自治のあり方研究会「東京の自治のあり方研究会 最終報告」（平成27年3月）

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（1）教育課程の変更内容

現行の教育課程の概要は次のとおりである。

1・2年次は生物学、科学、生態学等で基礎学力を身に付け、その後段階的に、動物の形態と機能、動物の特性及び基本的な病態等の専門基礎科目を学び、動物応用科学概論、基礎ゼミ等を通して動物応用科学の広がりを理解し、自らの修学意欲を高める教育課程となっている。

3年次からは2コースのうち希望する1コースを選択し、より専門的な学習を行う。各コースの教育課程の構成は次のとおりである。

①動物生命科学コース

分子、細胞、組織、器官、個体及び生態系と様々な段階における生命現象について、その機能を解析し、動物資源の利用・開発とその保全・増殖並びに人と動物に対する安全の観点から学際的な分野を含む広範な動物生命科学の総合的な知識と技術、バイオテクノロジーの多様な応用領域について幅広い知識と技術を身に付けた人材の育成を目標とする教育課程となっている。

主な科目：動物遺伝子工学、食品製造学、動物受精卵移植論、実験動物学

②動物人間関係学コース

自然科学と人文科学・社会科学の境界領域の学問分野として、全ての動物を対象に人と動物のより良い関係を学び、動物と人の健康・福祉・教育への貢献、また人と野生動物とのより良い関係及び野生動物の生息地管理などについて幅広い知識を備えた人材の育成を目標とする教育課程となっている。

主な科目：動物健康管理学、動物行動生態学、保全生態学、野生動物管理学

また、在学期間全体を通して、人文科学・社会科学など一般教養や英語を主とした語学力及びコミュニケーション能力、情報処理能力などのキャリア形成科目を各年次に計画的に配分している。

今回の収容定員変更に伴う教育課程の変更はなく、変更後においても同様の教育課程を実施することにより、現在と同等の教育内容を提供することが保証される。

(2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

今回の収容定員変更に伴う教育方法及び履修指導方法の変更はない。

実習においては、少人数の班に分かれ、確実に実技に参加できるようになっており、3年次からは研究室に所属することで、研究室教員と近い距離で専門性の高い学習・研究を行い、その成果を卒業論文にまとめる。

履修指導方法については、オリエンテーションでのガイダンスや、各初回授業における担当教員からの説明のほかに、大学附属教育推進センターにおいて履修や学習計画等について専任の職員が相談に応じ、当該学科・学年のクラス担任と連携して対応する体制が整っている。同センターではこのほかに、リメディアル授業（教育課程外で行われる講義形式の補習授業）やチューターによる個別指導のサポートも行っている。

収容定員変更後においては、平成28年度から大学院獣医学研究科動物応用科学専攻博士前期課程の収容定員を24人から40人に変更していることから、学部教育の補助業務を行うティーチング・アシスタント*の採用者数も増加することが見込まれるため、入学定員を10人増加した場合においても、教員の負担及び学生への教育に支障はないと言える。

また、研究室においては、教員1人につき1学年8人程度の受入れを目安としており、動物応用科学科の教員数は19人であることから、304人の学生を受け入れることが可能である。入学定員を10人増員した場合においても、3・4年次の学生数は260人であり、研究室所属年次の学生全てを収容できる。さらに、獣医学科を同学部内に持つことから、獣医学科の教員による卒業論文指導が受けられ、獣医学科の持つ研究室にも所属が可能であり、学生の選択肢は幅広く用意されている。

※ ティーチング・アシスタント

大学院学生を対象に、大学の建学の精神をよく理解し、人物・見識が優れ、成績優秀な学生をティーチング・アシスタント（TA）として採用し、一定の手当てを支払う制度を用意している。TAは、麻布大学の大学院教育及び学部教育の補助業務を行い、毎年度申請者全員を採用している。

獣医学研究科の大学院学生の過去5年間のTA採用者は次のとおりである。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
TA採用者数(人)	52	64	62	48	49

(3) 教員組織の変更内容

収容定員変更に伴う教育体制への影響はないものと判断し、また、教育課程の変更を伴わないことから、教員組織の変更及び教員の新規採用は予定していない。

教員組織としての変更はないが、(2)教育方法及び履修指導方法の変更内容で説明のとおり、TA制度の活用により、教育体制は従来と同等であることが保証される。

(4) 大学全体の施設・設備の変更内容

動物応用科学科のカリキュラムで使用する施設の収容人数は表3のとおりである。ただし、8号館講義室（小）及び獣医学部棟実習室においては、1学年を複数に分けて行う授業又は選択科目に使用するため、表3のと通りの収容人数であっても、講義室（大）同様に十分な座席数及び実験器具・機材等は確保されており、収容定員変更後においても対応できるものを整備できているため、拡充することなく、現状の教育研究環境と同等の環境を維持することができる。

表3 施設の収容人数

施設		収容人数（席／教室）
7号館	介在動物学研究室（実習・ゼミ）	トレーニングルーム（平面）
8号館	2階顕微鏡実習室	84
	3～5階講義室（大）	180
	3～5階講義室（小）	81
9号館	2階講義室（大）	240
	2階講義室（小）	164
	2階演習室	40
	1階コンピューター室	PC170台（2教室）
獣医学部棟	2階実習室	120
	5階実習室	96
	6階実習室	84
大教室		276

学生確保の見通し等を記載した書類

1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

(1) 学生確保の見通し

ア 定員充足の見込み

近年社会問題となっている少子高齢化の進行，都市開発における野生動物の生活環境の変化，食の安心・安全を巡る問題や，常に発展し続ける分子生物学や医学において，動物応用科学領域からのアプローチは欠かせないものであり，その人材ニーズは中長期的に続くものと見通される。

このことを受け，本学獣医学部動物応用科学科（以下「本学科」という。）において，より社会に貢献する人材を輩出するに当たり，入学定員を10人増加することによる定員充足の見通しは次のとおりである。

本学科における志願者数の動向は，過去5年間に於いて実質倍率（受験者数／合格者数）3倍前後を維持している（資料1「入学試験状況」）。また，志願者を出身高等学校所在地別に分析した結果，志願者のうち，東京都及び神奈川県の高学校出身者の割合は過去5年間に於いて継続的に過半数を超えていることが確認できる。平成26年度に実施した本学在学生調査における「進学先を選ぶ際，最も重視したこと」において，「通学が便利であること」がカリキュラム制度，施設・設備，就職・資格に関する項目に次いで選ばれていることから，このことを裏付けることができる（資料2「麻布大学2014年度在学生調査【報告書】（抜粋）」）。

ここで，東京都及び神奈川県の18歳人口の推移を平成27年1月1日現在の年齢を基に推測し，表1にまとめた¹⁾。この表から，東京都及び神奈川県の18歳人口は，今後減少していく見通しであるが，その幅は小さく，東京都においては，東京の自治のあり方研究会の最終報告²⁾において，「2030年頃まで，東京の人口構造は比較的穏やかに変化」と述べてられていること，また，2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けた都市開発により，東京都の人口が増加することも考えられることから，志願者の出身校等学校別所在地の分析結果より，本学科は今後も安定的に受験者を確保できる状況といえる。

表1 東京都及び神奈川県の18歳人口の推移（平成27年1月1日現在）

18歳人口(人)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
東京都	101,861	100,208	102,197	100,593	100,300	98,395	98,046	94,539	98,817	100,489
神奈川県	82,705	81,537	82,655	81,051	79,768	79,084	77,125	74,311	76,758	76,144

また、本学で実施しているオープンキャンパス及びオープンセミナーへの参加者は、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年間の総来場者数、本学科の公開授業及び学科説明会等の参加者数は維持されており、本学科に興味を持つ学生は恒常的にいると言える（資料 3「オープンキャンパス・オープンセミナー実施結果」）。

以上のことから、本学科への需要が今後も見込めること、志願者数の動向及び地元志向の状況並びに東京都・神奈川県の人口動態から、本学科の入学定員を 10 人増員した後も、学生確保は十分に可能であると判断できる。

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

【資料 1「入学試験状況」について】

本学科における平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間の入学試験状況及び出身高等学校所在地別の志願者数の状況を資料 1 に示した。

なお、次の項目については、以下のとおりの計算式で算出した。

- ・歩留率（％）＝ 入学者数 / 合格者数 × 100
- ・実質倍率（倍）＝ 受験者数 / 合格者数

また、出身高等学校所在地別の志願者数の状況において、全体の志願者数を 100% とした場合の、東京都及び神奈川県の高等学校出身の志願者数の人数及び割合は以下のとおりである。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	5 か年平均
全体	志願者数(人)	829	856	960	901	872	883.6
	比率(%)	100	100	100	100	100	100
東京都	志願者数(人)	286	285	282	292	267	282.4
	比率(%)	34.5	33.3	29.4	32.4	30.6	32.0
神奈川県	志願者数(人)	212	206	220	232	237	221.4
	比率(%)	25.6	24.1	22.9	25.8	27.2	25.1

【資料 2「麻布大学 2014 年度在学生調査【報告書】(抜粋)」について】

在学生の満足度向上のため、次の 5 項目を目的に、在学生を対象に満足度等についてアンケートを実施した。このうち、「進学先を選ぶ際、最も重視したこと」の学科別の結果について、資料 2 に示した。

- ① 在学生が、本学に入学したことについて、総合的にどの程度満足しているのかを把握する。
- ② 本学への総合的な満足度の水準は、何によって影響されているのかを構造的に把握する。
- ③ 在学生の学修状況について定量的に把握する。
- ④ 在学生の満足度向上のための「教育施策の優先順位の指針」を得る。
- ⑤ 本学の今後、中長期的なブランド構築及び募集環境の改善のための「方向性を検討する参考データ」を得る。

なお、平成 27 年度から、本調査の対象を在学生から「入学年次学生」及び「卒業年次学生」に変更し、毎年度実施することとした。

【資料 3 「オープンキャンパス・オープンセミナー実施結果」について】

大学で毎年度実施しているオープンキャンパス及びオープンセミナーの平成 25 年度から平成 27 年度の実施結果を資料 3 に示した。

(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況

(学科内の取組)

動物応用科学科では、志願者に対してより魅力ある学科とするべく、これまでの資格重視のカリキュラムを改定し、動物に関する方法や知識を学ぶだけではなく、学んだ分野に関連する課題を自ら見つけ、自ら解決に向け考える「問題解決能力」を身につけた人材を養成することを学科の将来像とし、学科教員の共通認識の下で教育を行っている。また、獣医学科を同学部内に持つことから、両学科教員の協力・連携の下、獣医学科の教員による卒業論文指導が受けられる特色を持ち、幅広い専門分野から興味のある分野を選択することができる。

(志願者に向けた取組)

本学のオープンキャンパスでは、毎年度動物応用科学科で使用する施設を見学する「動物応用科学科ツアー」を実施しているが、平成 26 年度から、参加者のアンケート結果を受け、オープンセミナーにおいても動物応用科学科ツアーをプログラムに追加し、より身近に学科における学びを志願者に感じてもらう機会を増やすよう取り組んでいる（オープンセミナーは、オープンキャンパスよりも小規模であり、公開授業、入試対策特別講座、学科説明等セミナーを中心として実施している）。

また、高等学校訪問・進学相談等においては、東京都及び神奈川県だけではなく、全国各地を対象として幅広く広報を行っており、その結果、関東近郊以外の地域からの志願者も確保できていると考えられる（資料 4 「高等学校訪問・進学相談等実施状況」）。

今後の学生確保に向けた取組として、本学園中期目標・中期計画（平成 27 年度～平成 32 年度）では、附属高等学校、高大連携協定を締結している県立高等学校、県内外の高等学校との連携強化や受入方法の多様化を図り、平成 28 年度には、広報活動・入試活動等の調査分析を実施し、その結果に基づいた改善策を立案支援する仕組みを確立すること、全国に散在する本学出身の高等学校教諭との連携組織を立ち上げること、学生の受入に係る情報公開についての大学の基本方針を定め実施することを計画しており、これらの実現に取り組むこととしている。

2. 人材需要の動向等社会の要請

(1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

「学理の討究と誠実なる実践」とする建学の精神の下，人と動物の共存及び人と自然環境との共生を目指し，調和の途の探求をする「地球共生系」を教育研究理念とし，人及び動物の健康社会に貢献する高度専門職業人及び幅広い職業人の養成を教育目標に掲げている。

収容定員の変更を行う動物応用科学科における教育研究上の目的は以下のとおりである。

【動物応用科学科の目的】

動物の保有する諸機能を人間生活に安全かつ効果的に活用するための知識と技術を教授し，人と動物に関わる諸分野で活躍できる専門技術を備えた人材を養成することを目的とする。

(2) 上記（1）が社会的，地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠 ア 社会的ニーズについて

【動物人間関係学コースについて】

（伴侶動物へのアプローチ）

日本ペットフード協会による全国犬猫飼育実態調査によると，平成 26 年 10 月現在の全国の犬の飼育頭数は約 1,034.6 万頭，猫の飼育頭数は約 995.9 万頭と推計されており³⁾，合わせると総務省統計局による日本の子供（0～14 歳）の人口 1,617 万人（平成 27 年 4 月 1 現在）を上回る⁴⁾。

また，同調査によると，平均寿命は犬 14.17 歳，猫 14.82 歳とされている。同協会会長によれば，昭和 58 年の独自調査における犬の平均寿命は 7.5 歳であったことから，約 30 年の間におおよそ 2 倍に延びたことがわかる。この理由の背景には，獣医学の発展や動物を取り巻く食事や環境等の変化が上げられるが，特に，動物を取り巻く食事や環境等の変化として，ドッグランやペット専用のスポーツジム，アロマセラピーなど，近年のペットビジネスが多様化していることの影響も大きいと考えられている。⁵⁾

このように，ペットの飼育頭数が増え，寿命が延び，より長い期間を共に過ごすよう変化したことで，ペットはもはや，人の生活に密着した存在となっていることが伺える。

少子高齢化社会が課題となっている日本においては，今後，ペット飼育者の高齢化とペットの高齢化が重なることによる飼育困難から老犬ホーム等の高齢化ペットの介護事業や医療福祉施設でのペットを用いたアニマルセラピー事業等，人と動物の両方が健康を維持できる事業が拡大する予測され，既に動物取扱業の多様化によ

る「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」の一部が改正されたこと⁶⁾、医療福祉施設でのペットを用いたアニマルセラピーにおいては、内閣府認証NPO法人 日本アニマルセラピー協会におけるアニマルセラピー活動実績件数が増加していること⁷⁾ から、これらの事業の需要があることも伺える。

また、高齢者を対象としたアニマルセラピー事業では、上記のような医療福祉施設への訪問活動だけでなく、自身が飼っているペットと暮らせる老人ホームを普及する取組もある⁸⁾。

このようなペットを取り扱う事業が拡大するにつれ、ペットに対する学識者の需要も増加が予測される。

一方、ペットの飼育環境にも変化が出てきている。国土交通省の「平成 25 年度マンション総合調査」による、ペットの飼育を禁止しているマンションの割合は 47.4%であるが、完成年次別にその割合を見ると、平成 11 年以前に竣工したマンションでは 6 割以上であるが、平成 12 年以降に竣工したマンションでは約 30%、平成 22 年以降に竣工したマンションでは約 2%に減少している。このことから、ペットの種類やサイズ等条件付きの許可の場合もあるものの、現在の新築マンションのほとんどがペットの飼育を認めていることがわかる⁹⁾。

また、非営利団体のコンパニオンアニマルリサーチにおける「集合住宅とペット」アンケート調査によると、ペットの飼育を禁止していたマンションが管理規約等の改正を行い、ペットの飼育を可能とする動きも平成 12 年以降大きく増加している¹⁰⁾。

しかし、ペットをマンションで飼育することで、飼育のマナーをめぐるトラブルも発生する。主なトラブルの内容については、規約違反や鳴き声などの騒音、匂い、排便等の処理等があるが、このうち、ペットについて理解すること、ペットのしつけをすることにより解決できるものもある。トラブルを解決し、人とペットがより共存しやすい環境にするには、飼い主の努力や周囲の理解が必要であるが、そのためには、ペットに関する知識を持ち、ペットにしつけ指導ができる人材及び飼い主にしつけ指導方法を教授できる人材が必要である。

このほかにも、広島県神石高原町のふるさと納税では、特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンが運営するピースワンコ・ジャパンという犬の殺処分ゼロへの活動に支援をすることができる¹¹⁾。ピースワンコ・ジャパンでは、殺処分前の犬を引き取り、獣医師による診断、ドッグトレーナーによるしつけの後、新しい飼い主を探し、譲渡している。この活動を含め、全国で犬及び猫の殺処分をゼロにするという、ペットの命を大切にするという認識や活動が、次第に大きくなっている動きがある。このような団体だけでなく、保健所においても同様の活動があり、群馬県前橋市保健所の殺処分ゼロの活動は、メディアでも取り上げられ、多くの反響を呼んだ¹²⁾。

また、神奈川県では、平成 26 年度に動物保護センターに収容された犬及び猫の殺処分ゼロを達成し、今後、新しい動物保護センターの形として、ガス処分室や焼却施設を設置しない、処分する施設から「生かす」ための施設を目指し、その建設基金の寄附を募集している。

このようなペットの殺処分に関する活動の認知度が上がったことによる募金等の活動資金の増加は、保護する動物の数の増加や収容施設の増築に繋がるものの、それを維持し運用していくためには、活動を行う人材も必要となる。

本学科では、以上のようなペットを取り巻く課題において必要とする人材の養成にも対応できる課程を設置しており、動物の気持ちや行動、生態に理解のある本学科の卒業生に対する需要は高いと考えられる。

(野生動物へのアプローチ)

平成 25 年に設立した「公益財団法人知床自然大学院大学設立財団」では、「知床自然大学院大学（仮称）」の設立構想の作成と実現へ向けた活動が開始されている。この構想は、自然生態系の保全が人類生存の前提になっている現実を見据え、知床に、野生生物と人間社会との間に生じた様々な問題解決と共生のための新しい思想・技術を創出しその実践を担う専門家や研究者を育成する大学院に相当する高等教育研究機関（知床自然大学院大学）を、設立・設置・誘致することに寄与することを目的としている。

また、環境省では、沖縄県の西表島などで構成する「西表石垣国立公園」の対象地域を拡大し、西表島全域を国立公園化する方針を固め、近く同省中央環境審議会で決定し、平成 28 年 3 月下旬を目処に官報で告示することとしている¹³⁾。これについては、絶滅危惧種で国の特別天然記念物のイリオモテヤマネコなどの保護を強化し、西表島独自の生態系を保全したい考えであり、西表島を含む「奄美・琉球」地域の世界自然遺産登録を目指すことで、全島の国立公園化で登録に弾みをつける狙いもある。

こうした政府や団体からの生態系や自然の保全へのアプローチは、野生動物の生態系や人と動物との共存を学ぶことの必要性を裏付ける。

一方で、野生動物による農林産物の被害対策は喫緊の課題となっている¹⁴⁾。この課題に対しても、ただ動物の数を減らせば良いのではなく、人と動物の被害を最小限にして解決することが望ましく、それには、動物の行動や特性を理解している人材が課題解決に大きく貢献することができると考えられる。

【動物生命科学コースについて】

(動物生命科学へのアプローチ)

内閣府総合科学技術・イノベーション会議が掲げる「第 5 期科学技術基本計画の

概要」の「13 の重要政策課題」の中には、「世界最先端の医療技術の実現による健康長寿社会の形成」、「食品安全、生活環境、労働衛生等の確保」、「生物多様性への対応」が挙げられており、医療、食品衛生、生物多様性を含む取組を一元的に推進するとある。この基本計画は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を通し、強力に推進されることから、関連する研究者、技術者の需要は増加するものと予測される。

また、総務省の科学技術研究調査によると、研究者数は男女ともに増加しており、その需要は今後も維持されていくと考えられる¹⁵⁾。

食品分野においては、特に、環太平洋戦略的経済連携協定（以下「TPP」という。）が、平成 27 年に大筋合意し、平成 28 年 2 月 4 日に調印式が行われた。このことから、食品の輸入機会が増え、食の安全・安心への関心は、現在よりも更に高くなると推測される。併せて、厚生労働省は、食品衛生管理の国際基準である HACCAP（危険度分析に基づく重点衛生管理）の導入を食品関連の企業に対して段階的に義務化する方針を固め、早ければ平成 29 年から食品衛生法の改正が行われる。

本学科の教育課程では、食品科学や資源経済学も扱っており、人の健康維持への食物の利用や機能解明、衛生管理、畜産物のフードシステムの研究などの学びは、食を通じた健康への意識が高まる中、社会のニーズに適している。

一方、医療分野では、人の不妊治療の一端を担う胚培養士の需要が高い。現在の日本における出産年齢は、厚生労働省の人口動態調査から、近年 30 歳以上の出産の割合が増加していることがわかる¹⁶⁾。出産年齢が高くなるにつれ、自然妊娠の確率が低下することが医学的に証明されているが¹⁷⁾、女性の社会進出の増加¹⁸⁾や経済的な理由から、年齢が高くなって妊娠を希望する女性が増加しているため、補助医療のニーズが高くなり、その一つの不妊治療の治療件数は、平成 19 年から平成 24 年の 5 年間で約 2 倍に増加しており、30 代夫婦の 6 組のうち 1 組が不妊に関する検査や治療を受けたことがあるという調査結果がある¹⁹⁾。このことから、今後も不妊治療の需要は維持されるものと予測できる。

本学科では、日本卵子学会認定のヒト生殖補助医療胚培養士に認定された大学の上位校としての実績があり²⁰⁾、動物繁殖学実習、家畜人工授精特別実習や研究室等で実際に卵子・精子を扱った経験・知識がある学生は、現場において即戦力としての需要が非常に高い。

このほか、教職課程を履修することで、中学校教諭一種免許状（理科）、高等学校教諭一種免許状（理科・農業）を取得することができる。理科の科目については、科学技術の発展により、教育課程、実験器具や実験方法等は常に変わりつつある。これらが変わる都度、現職の教員は教育課程について予習をしたり、大学や企業に機材の使用方法的な講習を受講する必要性が生じる。本学での教育を受けた学生は、実学重視の教育理念により、実験器具の取扱いに長けており、最先端の機材につい

でも触れる機会が多い。また、動物を扱うことにより、扱いだけでなく、命に対する倫理観を持つことができる。実験技術を身につけている即戦力として活躍することができる人材、更に命を扱う実験において倫理観を教授できる人材は、高等学校が理科教員を求める上で需要が高い。

イ 進路状況について

このような背景から、本学科が養成する、人と動物が心身共に健康であり、動物の持つ能力を人の社会に活かすことができる人材及びゲノム解析や体外受精を含めた生殖補助技術の知識及び技術を身に付け、医薬品分野から食品分野まで幅広く科学分野へアプローチできる人材は、社会のニーズに一致しており、その関心が高まっていることから、本学科の教育を受けた人材への需要が見込まれる。

また、本学の人材育成目標である「高度専門職業人の養成」及び「幅広い職業人の養成」を基盤とし、動物応用科学科の教育理念の「人と動物に関わる諸分野で活躍できる専門技術を備えた人材の養成を目的とする」にあるとおり、本学科の卒業生の就職先は、地域にとらわれず、多岐にわたる分野において社会に貢献している。就職率は、過去5年間で上昇しており、本学におけるキャリア支援及びキャリア形成のためのカリキュラムの成果や、社会からの需要の増加による結果であると考えられる（資料5「動物応用科学科における卒業後の進路状況」）。

さらに、本学大学院や他の大学院へ進学し、本学科において身につけた知識や技術をより深めることを希望する卒業生も多い。

今後の進路については、進学希望者数の増加に併せた本学大学院獣医学研究科動物応用科学専攻博士前期課程の入学定員を増加したこと、また、求人数の推移から、継続した需要が見込まれることから、当面は進路を確保できることが予測できる（資料6「動物応用科学科の学びに関連したカテゴリー別求人数」）。

学生確保の見通し等を記載した書類

資 料 目 次

資料 1	入学試験状況	・ ・ ・ ・ ・ 10
資料 2	麻布大学 2014 年度在学生調査【報告書】(抜粋)	・ ・ ・ ・ ・ 11
資料 3	オープンキャンパス・オープンセミナー実施結果	・ ・ ・ ・ ・ 12
資料 4	高等学校訪問及び進学相談等実施状況	・ ・ ・ ・ ・ 13
資料 5	動物応用科学科における卒業後の進路状況	・ ・ ・ ・ ・ 14
資料 6	動物応用科学科の学びに関連したカテゴリー別求人数	・ ・ ・ ・ ・ 16
引用文献		・ ・ ・ ・ ・ 17

入学試験状況

入学試験状況

	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	歩留率(%)	実質倍率(倍)
平成 27 年度	120	872	838	370	144	38.9	2.26
平成 26 年度	120	901	884	330	143	43.3	2.68
平成 25 年度	120	960	939	306	144	47.1	3.07
平成 24 年度	120	856	828	318	144	45.3	2.60
平成 23 年度	120	829	807	283	144	50.9	2.85

出身高等学校所在地別の志願者数の状況

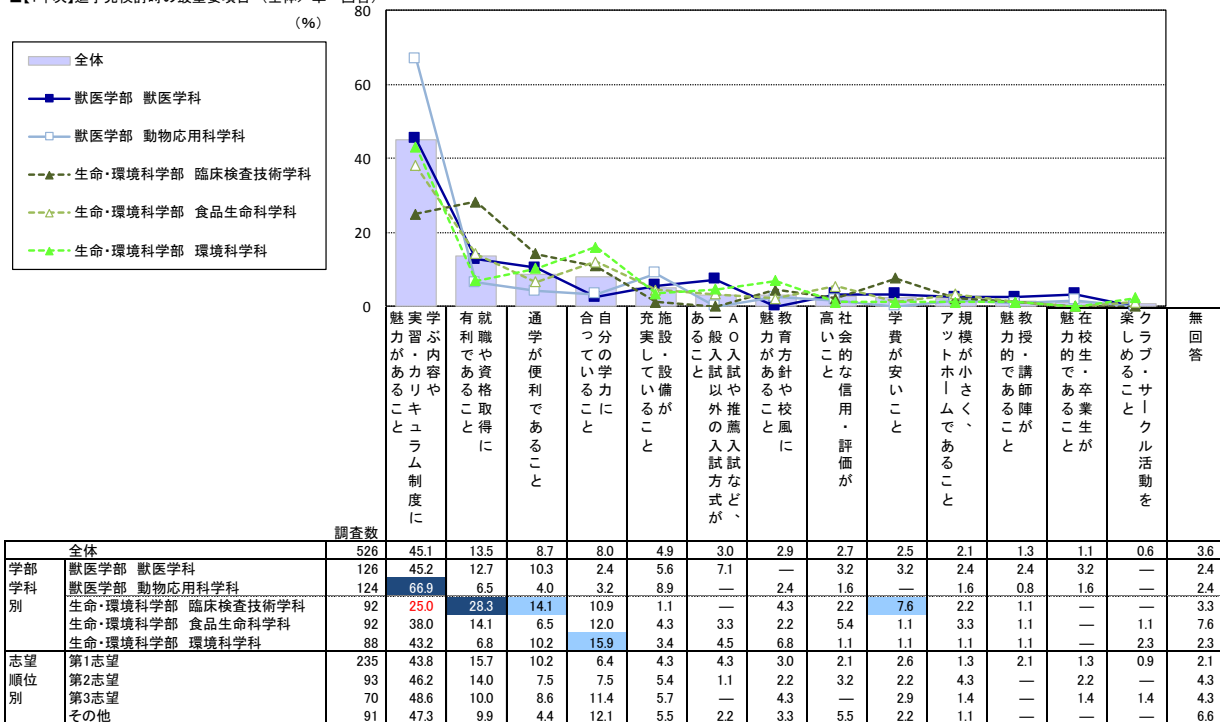
志願者数 (人)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	5 か年の平均	比率 (%)
北海道	1	8	16	8	6	7.8	0.9
東北	17	17	30	25	14	20.6	2.3
関東・甲信越	167	152	211	181	166	175.4	19.9
東京都	286	285	282	292	267	282.4	32.0
神奈川県	212	206	220	232	237	221.4	25.1
東海・北陸	66	99	89	73	80	81.4	9.2
近畿	25	33	35	37	37	33.4	3.8
中国	15	17	16	16	18	16.4	1.9
四国	2	7	14	2	7	6.4	0.7
九州・沖縄	32	26	40	33	36	33.4	3.8
その他	6	6	7	2	4	5	0.6

※出身高校所在地の区分は、以下のとおりとする。

東北 : 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県
 関東・甲信越 : 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 山梨県, 長野県
 東海・北陸 : 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県
 近畿 : 三重県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県
 中国 : 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県
 四国 : 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
 九州・沖縄 : 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県

麻布大学 2014 年度在学生調査【報告書】(抜粋)

■【1年次】進学先検討時の最重要項目 (全体／単一回答)



※全体より10pt以上 5pt以上 10pt以下 数値に網掛け

※全体の降順ソート

オープンキャンパス・オープンセミナー実施結果

過去 3 か年における具体的取組状況

			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
オープン キャンパス	総 来 場 者 数 (うち参加者) (人)	1 回 目	1,560 (1,005)	1,614 (1,096)	1,439 (999)
		2 回 目	1,387 (869)	1,260 (801)	1,651 (1,055)
オープン セミナー	総 来 場 者 数 (うち参加者) (人)	1 回 目	487 (304)	650 (447)	602 (420)
		2 回 目	508 (338)	562 (376)	402 (284)
		3 回 目	462 (329)	688 (498)	484 (323)
		4 回 目	398 (232)		

オープンキャンパス・オープンセミナーにおける動物応用科学科に関するイベントの参加者数（保護者含む人数）

			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
オープン キャンパス	公開授業	1 回 目	221	157	148
		2 回 目	135	155	113
オープン セミナー	学科説明 公開授業 ツアー	1 回 目	87	147	114
		2 回 目	95	83	78
		3 回 目	41	64	48
		4 回 目	26		

※公開授業は 2 回実施の合計人数

高等学校訪問・進学相談等実施状況

高等学校訪問・進学相談等実施状況

			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
高校訪問（回）			389	560	512
進学相談等	合計実施回数（回）		126	181	202
	合計参加者数（人）		2,234	2,394	2,491
	高校内説明会・相談会	実施回数(回)	64	102	134
		参加者数(人)	738	949	1,349
	進学説明会・相談会	実施回数(回)	47	43	46
		参加者数(人)	936	854	855
	模擬授業	実施回数(回)	11	28	21
		参加者数(人)	398	434	278
	予備校説明会	実施回数(回)	3	7	－
		参加者数(人)	62	87	－
	その他	実施回数(回)	1※ ¹	1※ ¹	1※ ²
		参加者数(人)	100	70	9

※ 1 獣医学ガイダンス

※ 2 面接指導等

※平成 27 年度はH27. 4. 1～H28. 2. 15 現在

動物応用科学科における卒業後の進路状況

卒業後の進路状況の推移（人）

	卒業者数	就職者数	進学者数 (留学を含む)	その他 (浪人等を含む)	就職率(%)
平成 26 年度	140	106	24	10	75.7
平成 25 年度	128	82	37	9	64.1
平成 24 年度	136	94	29	13	69.1
平成 23 年度	129	79	36	14	61.2
平成 22 年度	132	73	53	6	55.3

就職者の地域別就職先（人）

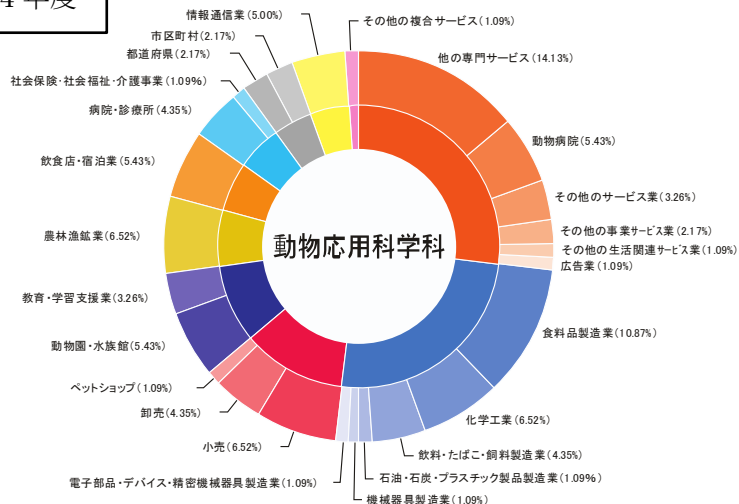
	平成 25 年度	平成 26 年度
就職者数	82	106
北海道	0	2
東北	3	0
関東・甲信越	15	16
東京都	42	46
神奈川県	6	18
東海・北陸	8	8
近畿	4	11
中国	1	1
四国	0	0
九州・沖縄	3	0
その他	0	4

※出身高校所在地の区分は、以下のとおりとする。

東北：青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県
 関東・甲信越：茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，山梨県，長野県
 東海・北陸：新潟県，富山県，石川県，福井県，岐阜県，静岡県，愛知県
 近畿：三重県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県
 中国：鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県
 四国：徳島県，香川県，愛媛県，高知県
 九州・沖縄：福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県

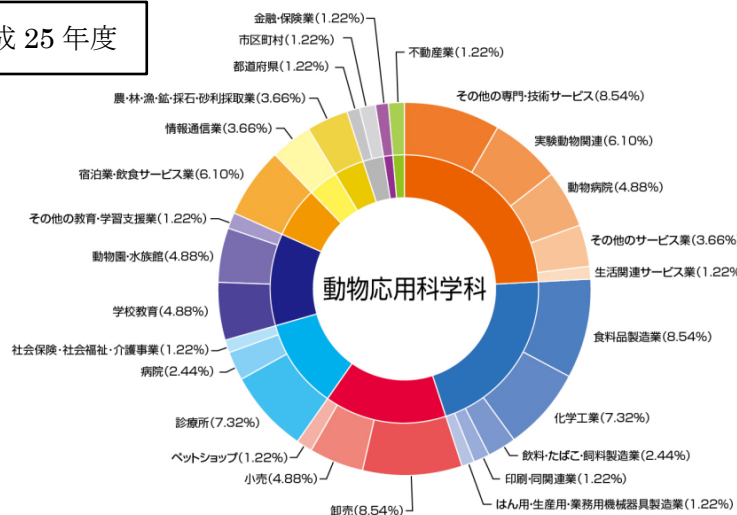
就職者の就職先内訳

平成 24 年度



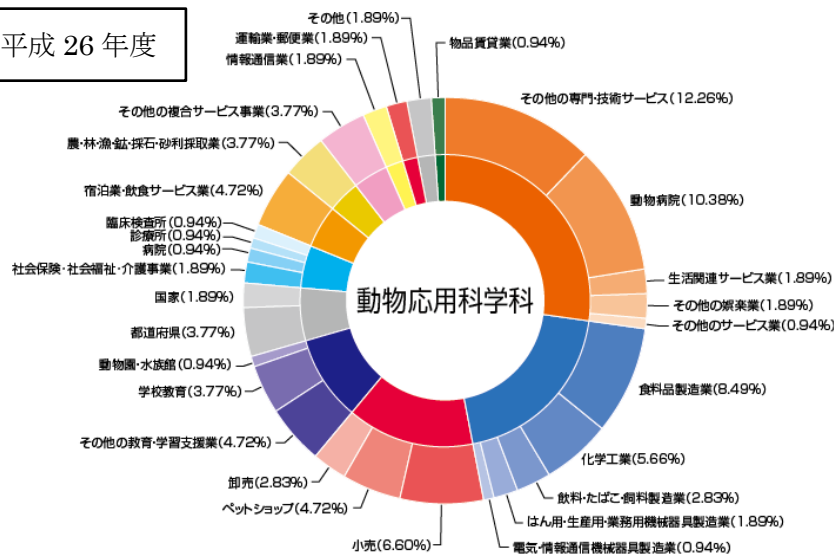
- サービス業 (27.17%)
- 製造業 (25.00%)
- 卸売・小売業 (11.96%)
- 教育・学習支援 (8.70%)
- 農林漁鉱業 (6.52%)
- 飲食店・宿泊業 (5.43%)
- 医療・福祉 (5.43%)
- 公務員 (4.35%)
- 情報通信業 (4.35%)
- 複合サービス (1.09%)

平成 25 年度



- サービス業 (24.39%)
- 製造業 (20.73%)
- 卸売・小売業 (14.63%)
- 医療・福祉 (10.98%)
- 教育・学習支援 (10.98%)
- 宿泊業・飲食サービス業 (6.10%)
- 農・林・漁・鉱・採石・砂利採取業 (3.66%)
- 情報通信業 (3.66%)
- 公務員 (2.44%)
- 金融・保険業 (1.22%)
- 不動産業 (1.22%)

平成 26 年度



- サービス業 (27.36%)
- 製造業 (19.81%)
- 卸売・小売業 (14.15%)
- 教育・学習支援 (9.43%)
- 公務員 (5.66%)
- 医療・福祉 (4.72%)
- 宿泊業・飲食サービス業 (4.72%)
- 農・林・漁・鉱・採石・砂利採取業 (3.77%)
- 複合サービス (3.77%)
- 情報通信業 (1.89%)
- 運輸業・郵便業 (1.89%)
- 物品賃貸業 (0.94%)
- その他 (1.89%)

動物応用科学科の学びに関連したカテゴリー別求人数

動物応用科学科の学びに関連したカテゴリー別求人数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
1. 動物病院・ペットショップ（人間/犬学・猫学）	25	42	34	101
2. 福祉（人間／動物介在活動・療法演習）※ ¹	44	56	54	154
3. 野生動物（動物園・水族館含む）関係（人間／野生動物管理学）	7	10	12	29
4. 医療・レディースクリニック（生命/動物受精卵移植論，家畜人工授精特別実習） 関連資格：生殖補助医療胚培養士	20	23	14	57
5. 実験動物関連企業（生命／実験動物学） 関連資格：実験動物 1 級技術者	6	4	7	17
6. 食品・飼料製造企業 卸売・小売，複合サービス，飲食サービス （生命／食品製造学，食品科学実習） 関連資格：食品衛生管理者	97	161	169	427
7. 製薬・治験企業（生命/動物トキシコロジー）	32	29	37	98
8. その他（酪農，観光牧場）	28	27	32	87
9. 公務員（食品衛生監視員，畜産職，動物飼育員）※ ²	—	—	—	—
合計	259	352	359	970

※¹ 将来，福祉の分野で動物を介した職員の需要が見込まれると想定して算出

※² 広く一般に公募されているものであり，特定の大学に送付されるものではないため除外

引用文献

1)

東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口 第6表『区市町村，年齢（各歳）及び男女別日本人人口』（平成27年1月1日現在）」

[<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/juukiy/2015/jy15000001.htm>]（最終検索日：平成28年3月17日）

神奈川県「神奈川県年齢別人口統計調査 第1表『年齢（各歳・5歳階級）別，男女別人口』（平成27年1月1日現在）」

[<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f11000/>]（最終検索日：平成28年3月17日）

2)

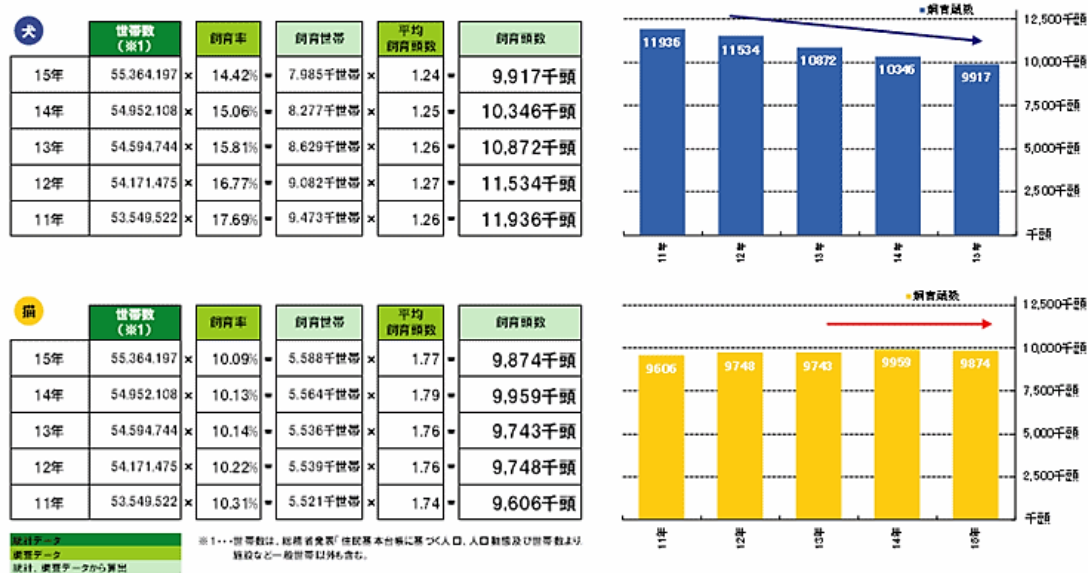
東京の自治のあり方研究会「東京の自治のあり方研究会『最終報告』 概要」

[<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2015/04/60p4u101.htm>]（最終検索日：平成28年3月17日）

3)

一般社団法人 日本ペットフード協会「平成27年全国犬猫飼育実態調査（平成27年10月現在）」

[<http://www.petfood.or.jp/data/chart2015/index.html>]（最終検索日：平成28年3月17日）



〔出典〕 平成27年全国犬猫飼育実態調査 主要指標のまとめ

「主要指標 時系列サマリー 犬猫 現在飼育率，平均飼育頭数，飼育頭数（拡大推計）」より

4)

総務省統計局「統計トピックス No. 89 我が国のこどもの数ー「こどもの日」にちなんでー（『人口推計』から）」（平成 27 年 5 月掲載）

[<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/topics/topi890.htm>]（最終検索日：平成 28 年 3 月 17 日）

総務省統計局による日本の子供（0～14 歳）の人口

		こども の数	未就学の乳幼児（0～5 歳）			小学生（6～11 歳）			中学生 （12～14 歳）
			0～2 歳	3～5 歳		6～8 歳	9～11 歳		
人口 （万人）	男女計	1617	624	309	315	645	321	325	347
	男	828	320	159	161	330	164	166	178
	女	788	304	150	154	315	157	158	169
総人口に占める割合（％）		12.7	4.9	2.4	2.5	5.1	2.5	2.6	2.7

〔出典〕 総務省統計局 統計トピックス No. 89 我が国のこどもの数ー「こどもの日」にちなんでー（『人口推計』から）

「要約『I-2 こどもの割合は 12.7％，41 年連続の低下』表 2 男女，年齢 3 歳階級別子供の数（平成 27 年 4 月 1 日現在）」より

5)

DIAMOND online 加藤力「犬の平均寿命は 30 年で約 2 倍に！知られざる超高齢化の実態」（平成 27 年 9 月 12 日掲載）

[<http://diamond.jp/articles/-/78393>]（最終検索日：平成 28 年 3 月 17 日）

6)

環境省「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成 24 年 1 月 20 日公布・制定，平成 24 年 6 月 1 日施行）

昨今の動物の取扱いに関する状況の変化に伴い（現在の動物の多くがオークション経由で流通していること，老犬・老猫ホームの事業者が増加していること），新たに以下の動物取扱業の登録を要する対象を追加した。

- ・動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと
- ・動物を譲り受けてその飼養を行うこと

7)

内閣府認証 NPO 法人 日本アニマルセラピー協会

[<http://animal-t.or.jp/animal-assisted-therapy/jata-aat-achievement-record/>]（最終検索日：平成 28 年 3 月 17 日）

内閣府認証 NPO 法人 日本アニマルセラピー協会におけるアニマルセラピー活動実績件数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件数	238	172	211	304	414

〔出典〕 「2011 年度～2015 年度アニマルセラピー活動予定・実績一覧」より作成

8)

朝日新聞デジタル 佐藤陽「愛犬と暮らせる特別養護老人ホームへ」(平成28年3月1日掲載)

[<http://www.asahi.com/articles/ASJ2Y55G9J2YUBQU00V.html>] (最終検索日:平成28年3月17日)

9)

国土交通省「平成25年度マンション総合調査結果報告書」(平成26年4月)

[<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/manseidata.htm>] (最終検索日:平成28年3月17日)

16④ 犬、猫等ペットの飼育ルール(その1)				(上段:回答数、下段:%)		
	使用細則等がある組合計	禁止している	種類・サイズ・共有部分での通行形態等を限定し、認めている	全面的に認めている	規則はない	不明
全 体	2,179	1,032	927	64	108	48
	100	47.4	42.5	2.9	5.0	2.2
完成年次別	昭和44年以前	36	25	10	-	1
		100	69.4	27.8	-	2.8
	～昭和49年	127	77	39	4	6
		100	60.6	30.7	3.1	4.7
	～昭和54年	140	82	43	2	8
		100	58.6	30.7	1.4	5.7
	～昭和59年	242	150	60	10	18
		100	62.0	24.8	4.1	7.4
	～平成元年	235	143	66	5	16
		100	60.9	28.1	2.1	6.8
	～平成6年	275	179	65	4	22
		100	65.1	23.6	1.5	8.0
	～平成11年	380	232	107	9	24
		100	61.1	28.2	2.4	6.3
	～平成16年	331	90	216	13	5
		100	27.2	65.3	3.9	1.5
	～平成21年	247	13	211	14	2
		100	5.3	85.4	5.7	0.8
	平成22年以降	97	2	91	2	1
		100	2.1	93.8	2.1	1.0
	不 明	69	39	19	1	6
		100	56.5	27.5	1.4	8.7

〔出典〕 国土交通省「平成25年度 マンション総合調査結果報告書(平成26年4月) P156 16④犬、猫等ペットの飼育ルール(その1)より

10)

コンパニオンアニマルリサーチ(CAIRCweb)「Letter from CAIRC 2004.6 Vol.8 No.1『急速に変化している集合住宅でのペット飼育実態調査を実施』」(平成16年6月掲載)

11)

広島県神石郡神石高原町 ふるさと納税

[<http://www.jinsekigun.jp/ja/town/introduction/formation/kikaku/kikaku/furusatonouzei/>] (最終検索日:平成28年3月17日)

特定非営利活動法人ピースウィング・ジャパン

[<http://peace-winds.org/>] (最終検索日:平成28年3月17日)

ピースワンコ・ジャパン

[<http://peace-wanko.jp/>] (最終検索日:平成28年3月17日)

12)

天才！志村どうぶつ園「吉田羊が命をつなぐ保健所へ」（平成 28 年 2 月 27 日放送）

[<http://www.ntv.co.jp/zoo/backnumber/20160227.html>]（最終検索日：平成 28 年 3 月 17 日）

前橋市「犬・ねこの譲渡事業」

[<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/42/142/p003925.html>]（最終検索日：平成 28 年 3 月 17 日）

13)

YOMIURI ONLINE「世界遺産登録目指す西表島，全域を国立公園化」（平成 28 年 2 月 5 日掲載）

[http://premium.yomiuri.co.jp/pc/#!/news_20160205-118-OYT1T50067/list_KANKYO]（最終検索日：平成 28 年 3 月 17 日）

14)

林野庁「野生鳥獣による森林被害の概要」（平成 27 年 12 月 18 日掲載）

[<http://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju.html>]（最終検索日：平成 28 年 3 月 25 日）

主要な野生鳥獣による森林被害面積の推移（単位：h a）

※主要な野生鳥獣…シカ，ノネズミ，クマ，カモシカ，イノシシ，ノウサギ，サルを指す。

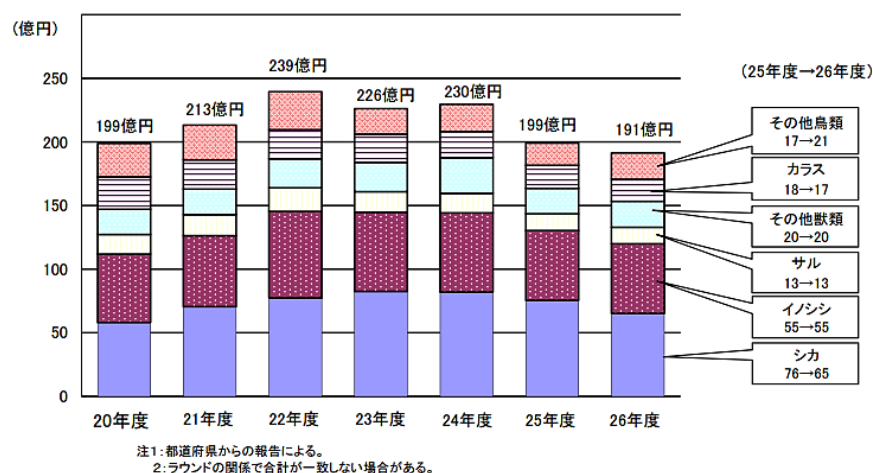
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
6,230	9,389	9,063	8,895	8,780

〔出典〕 林野庁「野生鳥獣による森林被害の概要」（平成 27 年 12 月 18 日掲載） 主要な野生鳥獣による森林被害面積の年度推移（平成 22～26 年度）より抜粋して作成

農林水産省「鳥獣被害の現状と対策」（平成 28 年 3 月）

[<http://www.aff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>]（最終検索日：平成 28 年 3 月 25 日）

○ 農作物被害額の推移



〔出典〕 農林水産省「鳥獣被害の現状と対策（平成 28 年 3 月 18 日掲載） 1－1 野生鳥獣による農作物被害の概況『農作物被害額の推移』より

15)

総務省「平成 27 年 科学技術研究調査 結果の概要」(平成 27 年 12 月 15 日)

[<http://www.stat.go.jp/data/kagaku/kekka/>] (最終検索日：平成 28 年 3 月 17 日)

男女別研究者数の推移 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

	研究者数 (100 人)		構成比 (%)	
	男	女	男	女
平成 20 年	7,684	1,149	87.0	13.0
平成 21 年	7,746	1,161	87.0	13.0
平成 22 年	7,682	1,211	86.4	13.6
平成 23 年	7,710	1,232	86.2	13.8
平成 24 年	7,680	1,247	86.0	14.0
平成 25 年	7,592	1,278	85.6	14.4
平成 26 年	7,618	1,306	85.4	14.6
平成 27 年	7,905	1,362	85.3	14.7

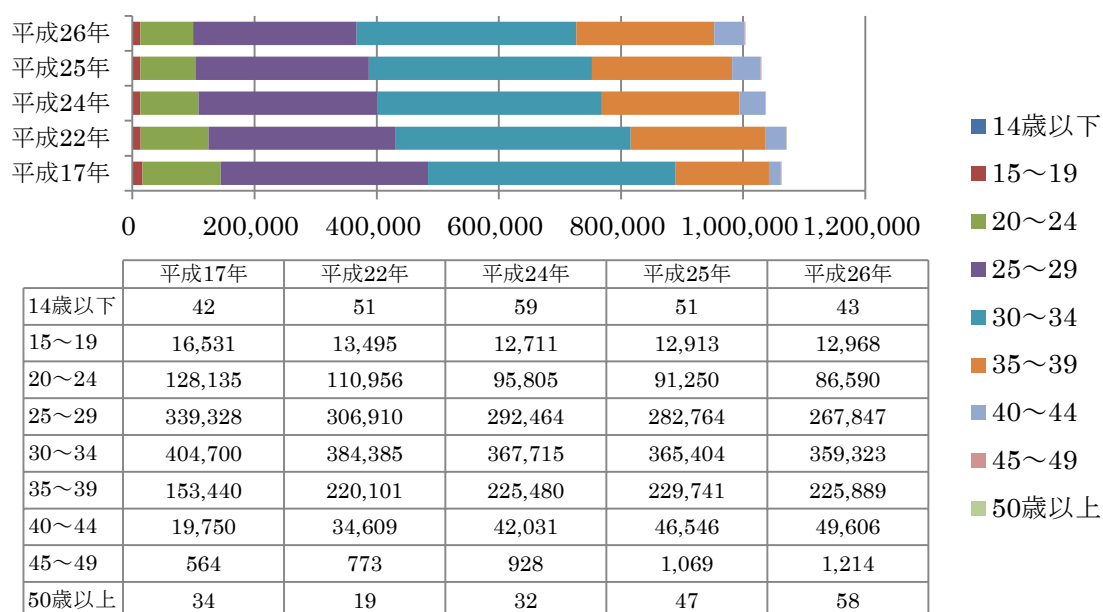
〔出典〕 総務省「平成 27 年 科学技術研究調査 結果の概要 (平成 27 年 12 月 15 日) P10 (9)男女別研究者数 (実数) 表 9 『男女別研究者数の推移 (実数)』より抜粋して作成

16)

厚生労働省「平成 26 年 (2014) 人口動態統計 (確定数) の概況」(平成 27 年 9 月 3 日)

[<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei14/>] (最終検索日：平成 28 年 3 月 17 日)

母の年齢 (5 歳階級)・出生順位別にみた出生数



〔出典〕 厚生労働省「平成 26 年 (2014) 人口動態統計 (確定数) の概況 (平成 27 年 9 月 3 日) 統計表 第 4 表 『母の年齢 (5 歳階級)・出生順位別にみた出生数』より抜粋して作成

17)

文部科学省「健康な生活を送るために（平成 27 年度版）【高校生用】」

[http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm]（最終検索日：平成 28 年 3 月 17 日）



医学的に、女性にとって妊娠に適した時期は20代であり、30代から徐々に妊娠する力が下がりはじめ、一般に、40歳を過ぎると妊娠は難しくなります。
一方、男性も、年齢が高くなると妊娠に関わる精子の数や運動性が下がりはじめます。

資料：Kathleen A. O'Connor, Darryl J. Holman, James W. Wood. Declining fecundity and ovarian ageing in natural fertility populations. *Maturitas* 30; 127-136. 1998 (なお、この資料は上記論文においてJames W. Wood. Fecundity and natural fertility in humans. *Oxford reviews of reproductive biology* 11; 61-109, 1989をもとに作成されたもの。)

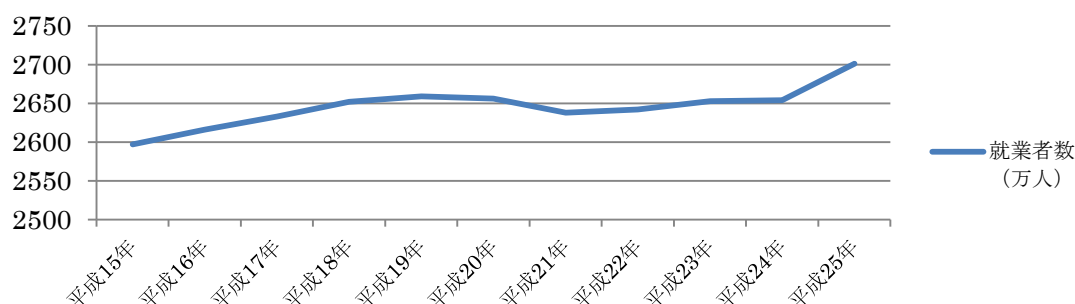
〔出典〕 文部科学省「健康な生活を送るために（平成 27 年度版）【高校生用】 P40 妊娠のしやすさと年齢」より

18)

厚生労働省「平成 25 年版働く女性の実情」

[<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/13.html>]（最終検索日：平成 28 年 3 月 17 日）

女性の就業者数の推移

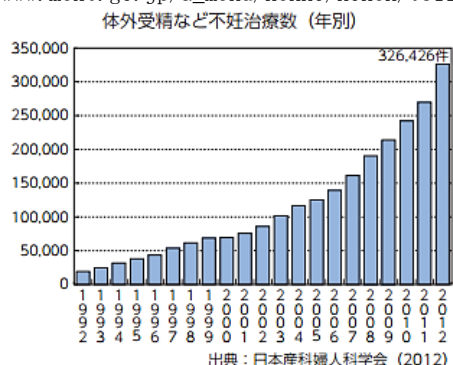


〔出典〕 厚生労働省「平成 25 年版働く女性の実情 付表 8『年齢階級別就業者数の推移』」より抜粋して作成

19)

文部科学省「健康な生活を送るために（平成 27 年度版）【高校生用】」

[http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm]（最終検索日：平成 28 年 3 月 17 日）



我が国では、近年、不妊治療数が増加しています。体外受精などの不妊治療数は2007年から2012年の5年間で約2倍となっています。

30代夫婦の6組に1組が不妊に関する検査や治療を受けたことがあるとの調査結果があります。

加齢とともに不妊治療の成功率も下がり、精神的ストレス、経済的負担も大きくなります。

〔出典〕 文部科学省「健康な生活を送るために（平成 27 年度版）【高校生用】 P39 不妊で悩む人が増加している」より

20)

柳田薫, 新村末雄, 柴原浩章, 寺田幸弘, 齊藤英和, 遠藤克 (2013): わが国における生殖補助医療胚培養士の現状 2012. J. Mamm. Ova Res., Vol. 30 (2), 59-65

表4 認定生殖補助医療胚培養士の出身校別内訳

学校名	出身者数 (大学院修了者数)
日本大学・生物資源科学 (農獣医) 学部	82 名 (5)
北里大学・獣医畜産・衛生学部	69 名 (5)
近畿大学・生物理工・農学部	57 名 (10)
藤田保健衛生大学・衛生学部	37 名 (2)
東京農業大学・応用生物・農学部	33 名 (4)
麻布大学・獣医・環境保健学部	30 名 (1)
神戸常磐短期大学	20 名
名古屋大学・医療技術短期大学部	18 名
杏林大学・保健学部	18 名
京都保健衛生専門学校	18 名
鹿児島大学・農学部	17 名 (14)
岡山大学・農学部	16 名 (10)
北里大学・保健衛生専門学校 (北さと衛生科学)	14 名
東邦大学・理学部	13 名 (5)
国立大阪南病院・臨床検査学校	12 名
銀杏学園短期大学	11 名
岐阜医療技術短期大学 (国際医学総合学院)	10 名
岩手大学・農学部	10 名 (5)
県立広島大学・生物資源科学部	10 名 (6)
東洋公衆衛生学院	8 名
鳥取大学・医学・生命科学・保健	8 名 (2)

〔出典〕 柳田薫, 新村末雄, 柴原浩章, 寺田幸弘, 齊藤英和, 遠藤克「わが国における生殖補助医療胚培養士の現状 2012 表 4『認定生殖補助医療胚培養士の出身校別内訳』」より

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
1	学長	アサリ マサオ 浅利 昌男 (浅利 将男) ＜平成26年6月＞	65	獣医学博士	989	麻布大学 学長 (平成26. 6)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。